

都市再開発法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

第一 都市再開発法施行令の一部改正

一 再開発会社が第二種市街地再開発事業を施行する場合における都市計画法の適用についての技術的読替えに関する規定を設けること。
(第一条の六関係)

二 再開発会社が定める事業計画又は規準の変更のうち、縦覧手続等を要しない軽微な変更について定めること。
(第四条関係)

三 再開発会社が施行する市街地再開発事業における特定事業参加者が納付すべき負担金の納付期限、分割して納付する場合の回数等の納付に関する事項については、再開発会社の規準にて定めることとする
こと。
(第二十二條の二関係)

四 再開発会社が選任する審査委員の欠格事由を定めること。
(第二十二條の三関係)

五 再開発会社が土地区画整理事業と市街地再開発事業を一体的に施行する場合における都市再開発法の適用についての技術的読替えに関する規定を設けること。
(第四十六條の十五関係)

六 再開発会社が施行する市街地再開発事業に係る事務の一部を新たに第二号法定受託事務として追加す

ること。

(第五十三条関係)

七 その他所要の改正を行うこと。

(第二条、第二条の二、第三条及び第四十七条の二等関係)

第二 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部改正

一 資金の貸付けの対象に、都市構成上重要な河川の高規格堤防を追加すること。

(第三条関係)

二 資金の貸付けの対象となる重要な公共施設の新設等に関する事業を含む土地区画整理事業の基準及び当該事業に要する費用の範囲について定めること。

(第十一条の二及び第十一条の三関係)

三 資金の貸付けの対象となる合理的かつ健全な高度利用に資する土地区画整理事業の基準及び当該事業に要する費用の範囲について定めること。

(第十一条の四及び第十一条の五関係)

四 その他所要の改正を行うこと。

(第六条等関係)

第三 地方自治法施行令の一部改正

再開発会社が施行する市街地再開発事業に係る事務の一部を新たに第二号法定受託事務として追加すること。

(別表第二関係)

第四 租税特別措置法施行令の一部改正

租税特別措置法施行令について所要の改正を行うこと。

(第二十二條及び第三十九條關係)

第五 登録免許税法施行令の一部改正

登録免許税法施行令について所要の改正を行うこと。

(第二條の三關係)

第六 都市再開発法による不動産登記に関する政令の一部改正

都市再開発法による不動産登記に関する政令について所要の改正を行うこと。

(第六條等關係)

第七 司法書士法施行令の一部改正

公共嘱託登記司法書士協会の委託元として再開発会社を追加すること。

(第四條關係)

第八 土地家屋調査士法施行令の一部改正

公共嘱託登記土地家屋調査士協会の委託元として再開発会社を追加すること。

(第四條關係)

第九 民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部改正

民間都市開発推進機構の取得する土地の面積要件のうち、緩和要件が適用される土地に再開発会社が施行する市街地再開発事業の施行地区内の土地を追加すること。

(附則第二條の二關係)

第十 国土交通省組織令の一部改正

国土交通省組織令について所要の改正を行うこと。

(第十条及び第二百一十条関係)

第十一 施行期日

この政令は、都市再開発法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年六月一日)から施行すること。

(附則関係)

政令第 号

都市再開発法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、都市再開発法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十一号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（都市再開発法施行令の一部改正）

第一条 都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 地方公共団体及び都市基盤整備公団等（第二十二条の二・第二十二条の三）」を

「第 第

四節 再開発会社（第二十二条の二・第二十二条の三）

に改める。

五節 地方公共団体及び都市基盤整備公団等（第二十二条の四・第二十二条の五）」

第一条の五第一項中「建築面積の敷地面積に対する割合」を「建ぺい率」に改める。

第一条の六の表第七十条第一項の項中「都市再開発法」の下に「第五十条の二第一項、同法」を加え、

同表第七十条第二項の項中「第五十一条第一項」を「第五十条の二第一項、同法第五十一条第一項」に改

め、「前段」とあるのは「」の下に「第五十条の九第一項、同法」を加え、同表第七十二条第一項の項中「都市再開発法」の下に「第五十条の二第一項、同法第五十条の九第一項、同法」を加え、同表第七十二条第三項の項中「第五十一条第一項」を「第五十条の二第一項、同法第五十条の九第一項、同法第五十一条第一項」に改め、同表第七十三条第三号の項中「都市再開発法」の下に「第五十条の八第三項（同法第五十条の九第二項において準用する場合を含む。）、「同法」を加える。

第一条の十四第一号中「建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改める。

第二条中「第十二条第一項」の下に「及び法第五十条の六」を加える。

第二条の二中「第三十八条第二項において準用する場合を含む。」の下に「、法第五十条の八第一項（法第五十条の九第二項及び法第五十条の十二第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第三条の見出し中「事業計画又は施行規程」を「事業計画等」に改め、同条中「第三十八条第二項」の下に「、法第五十条の六、法第五十条の九第二項」を加え、「又は施行規程」を「、規準又は施行規程」に改める。

第四条の見出し中「事業計画又は施行規程」を「事業計画等」に改め、同条第一項中「第三十八条第二

項」の下に「、法第五十条の九第二項」を加え、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 規準の変更のうち法第五十条の九第二項の政令で定める軽微な変更は、費用の分担に関する事項の変更以外のものとする。

第二章第四節中第二十二条の三を第二十二条の五とし、第二十二条の二中「特定事業参加者」を「法第五十二条第二項第五号（法第五十八条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特定事業参加者」に改め、同条を第二十二条の四とし、同節を同章第五節とし、同章第三節の次に次の一節を加える。

第四節 再開発会社

（特定事業参加者の負担金の納付）

第二十二条の二 法第五十条の三第一項第五号に規定する特定事業参加者が法第五十条の十第一項の規定により納付すべき負担金の納付期限、分割して納付する場合における分割の回数、各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額その他の負担金の納付に関する事項は、規準で定めるものとする。

（法第五十条の十四第一項の審査委員）

第二十二條の三 第四條の二の規定は、再開発会社が選任する審査委員について準用する。

第二十五條中「第七十二條第三項」を「第七十二條第四項」に改める。

第四十二條第一項及び第三項中「定款で」の下に「、再開発会社であるときは規準で」を加える。

第四十六條の二中「第一百十八條の六第二項」を「第一百十八條の六第三項」に改める。

第四十六條の八の見出し中「市街地再開発審査会」を「審査委員の同意又は市街地再開発審査会」に改める。

第四十六條の十五中「第一百十八條の三十第三項」を「第一百十八條の三十一第三項」に改め、同條の表第二條の二第一項、第七條の十三第一項、第十一條第一項の項中「第二條の二第一項」の下に「及び第三項第三号」を加え、同表第二條の二第一項の項の次に次のように加える。

第二條の二第三項第四号、第十四條、第五十條の四	宅地の地積	宅地の地積（当該区域内の特定仮換地に対応する従前の宅地にあつては、当該宅地についての特定仮換地の地積）
-------------------------	-------	---

<p>第七條の十六第二項</p>	<p>第四十六條の十五の表第七條の十三第一項の項の次に次のように加える。</p>		
<p>及び第七條の十三第一項中「施行地区となるべき区域」とある</p>	<p>借地の総地積</p>	<p>宅地の総地積</p>	<p>借地の地積</p>
<p>中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区及び新たに施</p>	<p>定仮換地の総地積</p>	<p>換地の総地積</p>	<p>借地の地積（当該区域内の特定仮換地に対応する従前の借地にあつては、当該借地についての特定仮換地の地積）</p>
<p>その区域内の特定仮換地以外の借地及びその区域内の特定仮換地に対応する従前の借地についての特定仮換地の総地積</p>	<p>換地の総地積</p>	<p>特定仮換地以外の宅地及び特定仮換地の総地積</p>	<p>借地の地積（当該区域内の特定仮換地に対応する従前の借地にあつては、当該借地についての特定仮換地の地積）</p>

のは「施行地区及び新たに施行
地区となるべき区域

行地区となるべき区域」と、第七
条の十三第一項中「に施行地区と
なるべき区域」とあるのは「に施
行地区及び新たに施行地区となる
べき区域」と、「当該区域」とあ
るのは「施行地区及び新たに施行
地区となるべき区域」と、「もの
（以下「施行地区となるべき区域
内の特定仮換地からの移転建築物
等」という。）」とあり、及び「
もの（以下「施行地区となるべき
区域内の特定仮換地への移転建築
物等」という。）」とあるのは「

もの

第四十六条の十五の表第十四条の項を次のように改める。

第十四条、第五十条の四	宅地に	宅地（特定仮換地である宅地を除き、当該区域内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）に
-------------	-----	--

第四十六条の十五の表第十五条第一項の項中「第十五条第一項」の下に「、第五十条の五第一項」を加え、同項読み替えられるべき字句欄中「区域」を「なるべき区域」に改め、同項読み替える字句欄中「区域」を「なるべき区域」に改め、同表第三十四条第一項の項の次に次のように加える。

第三十八条第二項、第五十条の九第二項	施行地区）	施行地区）」とあり、及び「施行地区となるべき区域又は施行地区
--------------------	-------	--------------------------------

第四十六条の十五の表第五十二条第三項ただし書の項中「第五十二条第三項ただし書」を「第五十条の三第二項ただし書」に改め、同項の次に次のように加える。

第五十条の九第二項	区域」とあり	区域」とあり、同条中「当該区域
-----------	--------	-----------------

		<p>「とあり、及び「その区域」とあり</p>
<p>第五十条の九第二項、第五十条の十二第二項</p>	<p>区域」とあるのは、</p>	<p>区域」とあり、及び「当該区域」とあり、並びに同号中「その区域」とあるのは、</p>

第四十六条の十五の表第七十二条第二項の項を次のように改める。

<p>第七十二条第二項</p>	<p>施行地区となるべき区域」とあるのは、「施行地区</p>	<p>に施行地区となるべき区域」とあるのは「に施行地区」と、「当該区域」とあるのは「施行地区」と、「もの（以下「施行地区」となるべき区域内の特定仮換地からの移転建築物等」という。）「とあり、及び「もの（以下「施行地区」と</p>
-----------------	--------------------------------	--

第四十六条の十五の表第七十二条第二項の次に次のように加える。

なるべき区域内の特定仮換地への移転建築物等」という。」「とあるのは「もの

第七十二条第三項

区域

区域」とあり、「当該区域」とあり、及び「その区域

第四十六条の十五の表第一百一十一条の表第七十七条第一項の項下欄の項の次に次のように加える。

<p>第一百八条の六第二項</p>	<p>宅地に</p> <p>宅地の地積</p>	<p>宅地（特定仮換地である宅地を除き、施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）に</p> <p>宅地の地積（施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地にあつては、当該宅地についての特定仮</p>
-------------------	-------------------------	--

		換地の地積
	借地の地積	借地の地積（施行地区内の特定仮換地に対応する従前の借地にあつては、当該借地についての特定仮換地の地積）
	宅地の総地積	特定仮換地以外の宅地及び特定仮換地の総地積
	借地の総地積	施行地区内の特定仮換地以外の借地及び施行地区内の特定仮換地に対応する従前の借地についての特定仮換地の総地積

第四十六条の十六中「第百十八条の三十第一項」を「第百十八条の三十一第一項」に改める。

第四十七条の二中「及び組合」を「組合及び再開発会社」に改める。

第五十三条第二項第一号及び第二号中「組合」の下に「、再開発会社」を加える。

(都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部改正)

第二条 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令(昭和四十一年政令第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

四 都市構成上重要な河川の高規格堤防(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第六条第二項に規定する高規格堤防をいう。)

第六条の見出し中「対象となる」の下に「住宅及び住宅地の円滑な供給に資する」を加え、同条第一号を次のように改める。

一 施行地区の面積が二ヘクタール以上であること。

第六条第二号中「にいう道路」の下に「(以下「街路等」という。)」を加え、「法第一条第四項第一号イからニまでに掲げる土地~~区~~画整理事業のうち施行地区の面積が五ヘクタール以上のものにあつては八メートル、同号ホに掲げる土地~~区~~画整理事業にあつては十二メートル」を「施行地区の面積が五ヘクター

ル以上の土地区画整理事業にあつては、八メートル」に改め、同条第三号中「（法第一条第四項第一号ホに掲げる土地区画整理事業にあつては、二十二パーセント）」を削り、同条第四号中「ものをいう」の下に「。以下同じ」を加える。

第七条の見出し中「対象となる」の下に「住宅及び住宅地の円滑な供給に資する」を加え、同条中「水まで」を「二まで」に改める。

第九条中「、首都圏整備法」の下に「（昭和三十一年法律第八十三号）」を、「首都圏、近畿圏整備法」の下に「（昭和三十八年法律第二百二十九号）」を、「既成市街地」の下に「（以下単に「既成市街地」という。）」を加える。という。「」を、「既成都市区域」の下に「（以下単に「既成都市区域」という。）」を加える。

第十条中「既成市街地等」を「既成市街地、既成都市区域又は首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第三百十八号）別表に掲げる区域」に改める。

第十一条の三中「第一条第四項第三号」を「第一条第四項第五号」に改め、同条を第十一条の七とし、第十一条の二（見出しを含む。）中「第一条第四項第三号」を「第一条第四項第五号」に改め、同条を第

十一條の六とし、第十一條の次に次の四條を加える。

(資金の貸付けの対象となる重要な公共施設の新設等に関する事業を含む土地区画整理事業の基準)

第十一條の二 法第一條第四項第三号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる当該土地区画整理事業が施行される区域の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 既に市街地を形成している区域 次に掲げる基準

イ 施行地区の面積が〇・四ヘクタール以上であること。

ロ 街路等で幅員が九メートル(特に防災に資する街路等又は特に市街地の計画的な整備改善の促進に資する街路等としてそれぞれ国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては、六メートル)以上のものの新設又は変更に関する事業を含むこと。

ハ 当該土地区画整理事業の施行後における施行地区内の道路、公園、広場又は緑地の用に供する土地の面積の合計が施行地区の面積の十五パーセント以上であること。

ニ その他の区域 次に掲げる基準

イ 施行地区の面積が五ヘクタール以上であること。

ロ 幅員が十二メートル以上の街路等の新設又は変更に関する事業を含むこと。

ハ 当該土地区画整理事業の施行後における施行地区内の道路、公園、広場又は緑地の用に供する土地の面積の合計が施行地区の面積の二十二パーセント以上であること。

ニ 新たに造成される住宅市街地が施行地区の大部分を占め、又は一以上の住区により構成される住宅市街地が新たに造成されること。

(資金の貸付けの対象となる重要な公共施設の新設等に関する事業を含む土地区画整理事業に要する費用の範囲)

第十一条の三 法第一条第四項第三号の政令で定める土地区画整理事業に要する費用の範囲は、土地区画整理法施行令第六十三条第一項各号(第八号を除く。)に掲げる費用の二分の一とする。

(資金の貸付けの対象となる合理的かつ健全な高度利用に資する土地区画整理事業の基準)

第十一条の四 法第一条第四項第四号の政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 施行地区の面積が〇・二ヘクタール以上であること。

二 幅員が六メートル以上の街路等の新設又は変更に関する事業を含むこと。

三 当該土地区画整理事業の施行後における施行地区内の道路、公園、広場又は緑地の用に供する土地の面積の合計が施行地区の面積の十五パーセント以上であること。

(資金の貸付けの対象となる合理的かつ健全な高度利用に資する土地区画整理事業に要する費用の範囲)

第十一条の五 法第一条第四項第四号の政令で定める土地区画整理事業に要する費用の範囲は、土地区画整理法施行令第六十三条第一項各号(第八号を除く。)に掲げる費用及び水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道その他の供給施設又は処理施設の新設又は変更の工事に要する費用の二分の一とする。

(地方自治法施行令の一部改正)

第三条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二都市再開発法施行令(昭和四十四年政令第二百三十二号)の項第一号及び第二号中「組合」の下に「、再開発会社」を加える。

(租税特別措置法施行令の一部改正)

第四条 租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第十項及び第三十九條第六項中「若しくは第四十三條第一項」を「、第四十三條第一項若し

くは第五十条の十四第一項」に改める。

（登録免許税法施行令の一部改正）

第五条 登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第四百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第一号中「（昭和四十四年法律第三十八号）」の下に「第五十条の三第一項第五号（規準）若しくは」を加える。

（都市再開発法による不動産登記に関する政令の一部改正）

第六条 都市再開発法による不動産登記に関する政令（昭和四十五年政令第八十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項及び第四項並びに第十条第一項中「第一百八条の三十一第二項」を「第一百八条の三十二第二項」に改める。

（司法書士法施行令の一部改正）

第七条 司法書士法施行令（昭和五十三年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第五号中「第二条の二第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

(土地家屋調査士法施行令の一部改正)

第八条 土地家屋調査士法施行令(昭和五十四年政令第二百九十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第五号中「第二条の二第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

(民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部改正)

第九条 民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令(昭和六十二年政令第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の二第二号中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「第一種市街地再開発事業」を「市街地再開発事業」に改める。

(国土交通省組織令の一部改正)

第十条 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十条第八号及び第二百二十条第五号中「防災街区整備組合」の下に「、再開発会社」を加える。

附 則

この政令は、都市再開発法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年六月一日)から施行する。

理由

都市再開発法等の一部を改正する法律の施行に伴い、都市再開発法施行令その他の関係政令の規定を整備する等の必要があるからである。

都市再開発法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案新旧対照条文

都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第一条の三）</p> <p>第一章の二 第一種市街地再開発事業及び第二種市街地再開発事業に関する都市計画（第一条の四 第一条の六）</p> <p>第一章の三 市街地再開発促進区域（第一条の七）</p> <p>第一章の四 再開発地区計画（第一条の八 第一条の十四）</p> <p>第二章 施行者</p> <p>第一節 総則（第二条 第四条）</p> <p>第二節 個人施行者（第四条の二）</p> <p>第三節 市街地再開発組合（第五条 第二十二條）</p> <p>第四節 再開発会社（第二十二條の二・第二十二條の三）</p> <p>第五節 地方公共団体及び都市基盤整備公団等（第二十二條の四・第二十二條の五）</p> <p>第三章 第一種市街地再開発事業（第二十三條 第四十六條）</p> <p>第三章の二 第二種市街地再開発事業（第四十六條の二 第四十六條の十四）</p> <p>第三章の三 土地区画整理事業との一体的施行に関する特則（第四十六條の十五・第四十六條の十六）</p> <p>第三章の四 再開発事業の計画の認定（第四十六條の十七・第四十六條の十八）</p> <p>第四章 雑則（第四十七條 第五十四條）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第一条の三）</p> <p>第一章の二 第一種市街地再開発事業及び第二種市街地再開発事業に関する都市計画（第一条の四 第一条の六）</p> <p>第一章の三 市街地再開発促進区域（第一条の七）</p> <p>第一章の四 再開発地区計画（第一条の八 第一条の十四）</p> <p>第二章 施行者</p> <p>第一節 総則（第二条 第四条）</p> <p>第二節 個人施行者（第四条の二）</p> <p>第三節 市街地再開発組合（第五条 第二十二條）</p> <p>第四節 地方公共団体及び都市基盤整備公団等（第二十二條の二・第二十二條の三）</p> <p>第三章 第一種市街地再開発事業（第二十三條 第四十六條）</p> <p>第三章の二 第二種市街地再開発事業（第四十六條の二 第四十六條の十四）</p> <p>第三章の三 土地区画整理事業との一体的施行に関する特則（第四十六條の十五・第四十六條の十六）</p> <p>第三章の四 再開発事業の計画の認定（第四十六條の十七・第四十六條の十八）</p> <p>第四章 雑則（第四十七條 第五十四條）</p>

附則

(法第三条の二第二号イ(1)の政令で定める安全上又は防火上支障がある建築物等)

第一条の五 法第三条の二第二号イ(1)の安全上又は防火上支障がある建築物で政令で定めるものは、その敷地が建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十三条の規定に適合しない建築物、同法第四十四条第一項の規定に適合しない建築物(同法第四十二条第一項第四号の道路に係るものを除く。)、同法第五十三条の規定に適合しない建築物(その建ぺい率が十分の八を超えていないもの及び耐火建築物であるものを除く。)、同法第六十一条若しくは第六十二条の規定に適合しない建築物(その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分(同法第二条第六号に規定する延焼のおそれのある部分をいう。))を防火構造としたものを除く。))又は同法第六十三条の規定に適合しない建築物とする。

2・3 略

(第二種市街地再開発事業について都市計画法を適用する場合の読替え)

第一条の六 法第六条第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

略	読み替えるべき規定	読み替えられるべき字句	読み替える字句
---	-----------	-------------	---------

附則

(法第三条の二第二号イ(1)の政令で定める安全上又は防火上支障がある建築物等)

第一条の五 法第三条の二第二号イ(1)の安全上又は防火上支障がある建築物で政令で定めるものは、その敷地が建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十三条の規定に適合しない建築物、同法第四十四条第一項の規定に適合しない建築物(同法第四十二条第一項第四号の道路に係るものを除く。)、同法第五十三条の規定に適合しない建築物(その建築面積の敷地面積に対する割合が十分の八を超えていないもの及び耐火建築物であるものを除く。)、同法第六十一条若しくは第六十二条の規定に適合しない建築物(その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分(同法第二条第六号に規定する延焼のおそれのある部分をいう。))を防火構造としたものを除く。))又は同法第六十三条の規定に適合しない建築物とする。

2・3 略

(第二種市街地再開発事業について都市計画法を適用する場合の読替え)

第一条の六 法第六条第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

略	読み替えるべき規定	読み替えられるべき字句	読み替える字句
---	-----------	-------------	---------

第七十二条第一項	略	第七十条第二項	略	第七十条第一項	
第五十九条又は第	略	「第五十九条」とあるのは「第六十条第一項」と	略	第五十九条の規定による認可又は承認	
都市再開発法第五十	略	「第五十条の二第一項、同法第五十一条第一項又は同法第五十八条第一項前段」とあるのは「第五十条の九第一項、同法第五十六条において準用する同法第五十一条第一項又は同法第五十八条第一項後段」と	略	都市再開発法第五十条の二第一項、同法第五十一条第一項又は同法第五十八条第一項前段の規定による認可	

第七十二条第一項	略	第七十条第二項	略	第七十条第一項	
第五十九条又は第	略	「第五十九条」とあるのは「第六十条第一項」と	略	第五十九条の規定による認可又は承認	
都市再開発法第五十	略	「第五十一条第一項又は同法第五十八条第一項前段」とあるのは「第五十六条において準用する同法第五十一条第一項又は同法第五十八条第一項後段」と	略	都市再開発法第五十一条第一項又は同法第五十八条第一項前段の規定による認可	

第七十二条第三項	略	第七十三号	都市計画法第六十二条第二項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）	事業の認可又は承認後	略	都市再開発法第五十条の八第三項（同法第五十条の九第二項において準用する場合を含む。）、同法第五十五条第二項（	同法第五十条の第二項、同法第五十一条第一項、同法第九第一項、同法第五十一条第一項（同法第五十六条において準用する場合を含む。）又は同法第五十八条第一項の規定による認可後	略	六十三号第一項の規定による認可又は承認
第七十二条第三項	略	第七十三号	都市計画法第六十二条第二項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）	事業の認可又は承認後	略	都市再開発法第五十条の八第三項（同法第五十条の九第二項において準用する場合を含む。）又は同法第五十八条第一項及び第四項	同法第五十一条第一項（同法第五十六条において準用する場合を含む。）又は同法第五十八条第一項の規定による認可後	略	六十三号第一項の規定による認可又は承認
第七十二条第三項	略	第七十三号	都市計画法第六十二条第二項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）	事業の認可又は承認後	略			略	六十三号第一項の規定による認可又は承認

	同法第五十六条において準用する場合を含む。又は同法第五十八条第三項及び第四項において準用する同法第十九条第四項

(法第七条の八の三第一項第五号の政令で定める行為)
 第一条の十四 法第七条の八の三第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 建築基準法第六条第一項(同法第八十七条第一項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。)の確認又は同法第十八条第二項(同法第八十七条第一項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。)の通知を要する建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築又は用途の変更で、当該建築物その他の工作物又はその敷地について再開発地区計画において定められている内容(容積率の最高限度で、当該敷地に係る都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域に係る都市計画において定められた容積率を超えるものを除く。)のすべてが建築基準法第六十八条の二第一項(同法第八十七条第二項若しくは第三項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく条例で制限として定められているもの

二 略

	において準用する同法第十九条第四項

(法第七条の八の三第一項第五号の政令で定める行為)
 第一条の十四 法第七条の八の三第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 建築基準法第六条第一項(同法第八十七条第一項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。)の確認又は同法第十八条第二項(同法第八十七条第一項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。)の通知を要する建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築又は用途の変更で、当該建築物その他の工作物又はその敷地について再開発地区計画において定められている内容(建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度で、当該敷地に係る都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域に関する都市計画において定められた建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合を超えるものを除く。)のすべてが建築基準法第六十八条の二第一項(同法第八十七条第二項若しくは第三項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく条例で制限として定められているもの

二 略

第二章 施行者

第一節 総則

(管理者等の同意を得べき施設)

第二条 法第七条の十二(法第十二条第一項及び法第五十条の六において準用する場合を含む。)の政令で定める施設は、市街地再開発事業の施行により整備される鉄道施設及び自動車ターミナルとする。

(施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧)

第二条の二 市町村長は、法第七条の十五第一項(法第七条の十六第二項において準用する場合を含む。)、法第十九条第一項(法第三十八条第二項並びに法第五十八条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)、若しくは第二項(法第三十八条第二項において準用する場合を含む。)、法第五十条の八第一項(法第五十条の九第二項及び法第五十条の十二第二項において準用する場合を含む。)、又は法第五十五条第一項(法第五十六条において準用する場合を含む。)(の規定による図書の送付を受けたときは、直ちに、その図書を公衆の縦覧に供する旨、縦覧の場所及び縦覧の時間を公告しなければならない。)

(事業計画等の縦覧についての公告)

第三条 市町村長又は地方公共団体は、法第十六条第一項(法第三十八条第二項、法第五十条の六、法第五十条の九第二項並びに法第五十八条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)(又は法第五十三条第一項(法第五十六条において準用する場合を含む。))の規定により事業計画、規程又は施行規程を公衆の縦覧に

第二章 施行者

第一節 総則

(管理者等の同意を得べき施設)

第二条 法第七条の十二(法第十二条第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める施設は、市街地再開発事業の施行により整備される鉄道施設及び自動車ターミナルとする。

(施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧)

第二条の二 市町村長は、法第七条の十五第一項(法第七条の十六第二項において準用する場合を含む。)、法第十九条第一項(法第三十八条第二項並びに法第五十八条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)、若しくは第二項(法第三十八条第二項において準用する場合を含む。)、又は法第五十五条第一項(法第五十六条において準用する場合を含む。)(の規定による図書の送付を受けたときは、直ちに、その図書を公衆の縦覧に供する旨、縦覧の場所及び縦覧の時間を公告しなければならない。)

(事業計画又は施行規程の縦覧についての公告)

第三条 市町村長又は地方公共団体は、法第十六条第一項(法第三十八条第二項並びに法第五十八条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)(又は法第五十三条第一項(法第五十六条において準用する場合を含む。))の規定により事業計画又は施行規程を公衆の縦覧に供しようとするときは、あらかじめ、縦覧の開始

供しようとするときは、あらかじめ、縦覧の開始の日、縦覧の場所及び縦覧の時間を公告しなければならない。

(縦覧手続等を要しない事業計画等の変更)

第四条 事業計画の変更のうち法第三十八条第二項、法第五十条の九第二項及び法第五十六条の政令で定める軽微な変更並びに法第十六条(第一項ただし書を除く。)の規定に係る法第五十八条第四項の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 五 略

2 規準の変更のうち法第五十条の九第二項の政令で定める軽微な変更は、費用の分担に関する事項の変更以外のものとする。

3 略

第四節 再開発会社

(特定事業参加者の負担金の納付)

第二十二条の二 法第五十条の三第一項第五号に規定する特定事業参加者が法第五十条の十第一項の規定により納付すべき負担金の納付期限、分割して納付する場合における分割の回数、各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額その他の負担金の納付に関する事項は、規準で定めるものとする。

(法第五十条の十四第一項の審査委員)

第二十二条の三 第四条の二の規定は、再開発会社が選任する審査委員について準用する。

第五節 地方公共団体及び都市基盤整備公団等

(特定事業参加者の負担金の納付)

の日、縦覧の場所及び縦覧の時間を公告しなければならない。

(縦覧手続等を要しない事業計画又は施行規程の変更)

第四条 事業計画の変更のうち法第三十八条第二項及び法第五十六条の政令で定める軽微な変更並びに法第十六条(第一項ただし書を除く。)の規定に係る法第五十八条第四項の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 五 略

2 略

第四節 地方公共団体及び都市基盤整備公団等

(特定事業参加者の負担金の納付)

第二十二條の四 法第五十二條第二項第五号（法第五十八條第三項において準用する場合を含む。）に規定する特定事業参加者が法第五十六條の二第一項又は法第五十八條の二第一項の規定により納付すべき負担金の納付期限、分割して納付する場合における分割の回数、各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額その他の負担金の納付に関する事項は、施行規程で定めるものとする。

（延滞金）

第二十二條の五 略

（国土交通大臣等の認可を要しない権利変換計画の変更）

第二十五條 権利変換計画の変更のうち法第七十二條第四項の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 略

（清算金の分割徴収）

第四十二條 法第百六條第一項の規定により清算金を分割して徴収する場合において当該清算金に付すべき利子は、その利率を年六パーセント以内で施行者が定める率とし、第一回の納付期限の翌日から付するものとする。この場合において、当該利率は、施行者が、組合であるときは定款で、再開発会社であるときは規程で、地方公共団体又は都市基盤整備公団、地域振興整備公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団若しくは地方住宅供給公社（以下「公団等」と総称する。）であるときはその施行規程で定めなければならない。

2 略

3 法第百六條第一項の規定により清算金を分割して徴収する場合

第二十二條の二 特定事業参加者が法第五十六條の二第一項又は法第五十八條の二第一項の規定により納付すべき負担金の納付期限、分割して納付する場合における分割の回数、各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額その他の負担金の納付に関する事項は、施行規程で定めるものとする。

（延滞金）

第二十二條の三 略

（国土交通大臣等の認可を要しない権利変換計画の変更）

第二十五條 権利変換計画の変更のうち法第七十二條第三項の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 略

（清算金の分割徴収）

第四十二條 法第百六條第一項の規定により清算金を分割して徴収する場合において当該清算金に付すべき利子は、その利率を年六パーセント以内で施行者が定める率とし、第一回の納付期限の翌日から付するものとする。この場合において、当該利率は、施行者が、組合であるときは定款で、地方公共団体又は都市基盤整備公団、地域振興整備公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団若しくは地方住宅供給公社（以下「公団等」と総称する。）であるときはその施行規程で定めなければならない。

2 略

3 法第百六條第一項の規定により清算金を分割して徴収する場合

における当該清算金の分割徴収に關し必要な事項は、前二項に定めるもののほか、施行者が、組合であるときは定款で、再開発会社であるときは規程で、地方公共団体又は公団等であるときはその施行規程で定めなければならない。

第三章の二 第二種市街地再開発事業

(国土交通大臣の認可を要しない管理処分計画の変更)

第四十六条の二 管理処分計画の変更のうち法第百十八条の六第三項の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
一 五 略

(審査委員の同意又は市街地再開発審査会の議決を要しない管理処分計画の変更)

第四十六条の八 管理処分計画の変更のうち法第百十八条の十において準用する法第百八十四条第一項の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
一 三 略

(土地区画整理事業との一体的施行について法を適用する場合の読替え)

第四十六条の十五 法第百十八条の三十一第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えるべき規定	読み替えられるべき字句	読み替える字句
-----------	-------------	---------

における当該清算金の分割徴収に關し必要な事項は、前二項に定めるもののほか、施行者が、組合であるときは定款で、地方公共団体又は公団等であるときはその施行規程で定めなければならない。

第三章の二 第二種市街地再開発事業

(国土交通大臣の認可を要しない管理処分計画の変更)

第四十六条の二 管理処分計画の変更のうち法第百十八条の六第二項の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
一 五 略

(市街地再開発審査会の議決を要しない管理処分計画の変更)

第四十六条の八 管理処分計画の変更のうち法第百十八条の十において準用する法第百八十四条第一項の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
一 三 略

(土地区画整理事業との一体的施行について法を適用する場合の読替え)

第四十六条の十五 法第百十八条の三十第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えるべき規定	読み替えられるべき字句	読み替える字句
-----------	-------------	---------

			第二条の二第二項、第七条の十三第一項、第十一条第一項	略
宅地の総地積	借地の地積	宅地の地積	目的である宅地	略
特定仮換地以外の宅地及	借地の地積（当該区域内の特定仮換地に対応する従前の借地にあつては、当該借地についての特定仮換地の地積）	宅地の地積（当該区域内の特定仮換地に対応する従前の宅地にあつては、当該宅地についての特定仮換地の地積）	目的である宅地（特定仮換地に対応する従前の宅地にあつては、当該宅地についての特定仮換地）	略

			第二条の二第二項、第七条の十三第一項、第十一条第一項	略
			目的である宅地	略
			目的である宅地（特定仮換地に対応する従前の宅地にあつては、当該宅地についての特定仮換地）	略

<p>第七條の十三第一</p>		<p>借地の総地積</p>	<p>び特定仮換地の総地積</p>
<p>項</p>	<p>建築物</p>	<p>建築物（当該区域内の特定仮換地に存する建築物であつて土地区画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地から移転し、又は除却すべきもの（以下「施行地区となるべき区域内の特定仮換地からの移転建築物等」という。）を除き、当該区域内の特定仮換地に対応する従前の宅地に存する建築物であつて土地区画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地に移転し、又は除却すべきもの（以下「施行地区となるべき区域内の特定仮換地への移転建築物等」という。）を含む</p>	

<p>第七條の十三第一</p>		<p>建築物</p>	<p>建築物（当該区域内の特定仮換地に存する建築物であつて土地区画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地から移転し、又は除却すべきもの（以下「施行地区となるべき区域内の特定仮換地からの移転建築物等」という。）を除き、当該区域内の特定仮換地に対応する従前の宅地に存する建築物であつて土地区画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地に移転し、又は除却すべきもの（以下「施行地区となるべき区域内の特定仮換地への移転建築物等」という。）を含む</p>
<p>項</p>	<p>建築物</p>	<p>建築物（当該区域内の特定仮換地に存する建築物であつて土地区画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地から移転し、又は除却すべきもの（以下「施行地区となるべき区域内の特定仮換地からの移転建築物等」という。）を除き、当該区域内の特定仮換地に対応する従前の宅地に存する建築物であつて土地区画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地に移転し、又は除却すべきもの（以下「施行地区となるべき区域内の特定仮換地への移転建築物等」という。）を含む</p>	

第十四条、第五十	略	第七條の十六第二項	
宅地に	略	及び第七條の十三第一項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」となるべき	
宅地（特定仮換地である	略	中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」と、第七條の十三第一項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「に施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」と、当該区域」とあるのは「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」と、もの（以下「施行地区」となるべき区域内の特定仮換地からの移転建築物等」という。）とあり、及び「もの（以下「施行地区」となるべき区域内の特定仮換地への移転建築物等」という。）とあるのは「もの	）。

第十四条	略		
宅地に	略		
宅地（特定仮換地である	略		）。

第十五条第一項、	条の四
なるべき区域	
なるべき区域（当該区域	宅地を除き、当該区域内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）に

第十五条第一項					
区域	借地の総地積	宅地の総地積	借地の地積	宅地の地積	
区域（当該区域内の特定	る従前の借地についての特定仮換地の総地積	その区域内の特定仮換地以外の借地及びその区域内の特定仮換地に対応する従前の借地についての特定仮換地の総地積	特定仮換地以外の宅地及び特定仮換地の総地積	借地の地積（当該区域内の特定仮換地に対応する従前の借地にあつては、当該借地についての特定仮換地の地積）	宅地を除き、当該区域内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。）に

略	第三十八条第二項、第五十条の九第二項		第三十四条第一項	略	第五十条の五第一項
略	施行地区)		宅地及び建築物	略	
略	施行地区)とあり、及び「施行地区となるべき区域又は施行地区	宅地(工区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。及び建築物(工区内の特定仮換地に存する建築物であつて土地画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地から移転し、又は除却すべきものを除き、工区内の特定仮換地に対応する従前の宅地に存する建築物であつて土地画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地に移転し、又は除却すべきものを含む。)	宅地(工区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。及び建築物(工区内の特定仮換地に存する建築物であつて土地画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地から移転し、又は除却すべきものを除き、工区内の特定仮換地に対応する従前の宅地に存する建築物であつて土地画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地から移転し、又は除却すべきものを含む。)	略	内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。)

略			第三十四条第一項	略	
略			宅地及び建築物	略	
略		宅地(工区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。及び建築物(工区内の特定仮換地に存する建築物であつて土地画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地から移転し、又は除却すべきものを除き、工区内の特定仮換地に対応する従前の宅地に存する建築物であつて土地画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地に移転し、又は除却すべきものを含む。)	宅地(工区内の特定仮換地に対応する従前の宅地を含む。及び建築物(工区内の特定仮換地に存する建築物であつて土地画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地から移転し、又は除却すべきものを除き、工区内の特定仮換地に対応する従前の宅地に存する建築物であつて土地画整理事業の施行に伴い当該特定仮換地から移転し、又は除却すべきものを含む。)	略	仮換地に対応する従前の宅地を含む。)

<p>第五十条の九第二項</p>	<p>第五十条の三第二項ただし書</p>
<p>「区域」とあり</p>	<p>区域内に宅地、借地権</p>
<p>「区域」とあり、同条中「当該区域」とあり、及び</p>	<p>区域内の宅地若しくはその宅地に存する借地権（特定仮換地である宅地又はその宅地に存する借地権を除き、当該区域内の特定仮換地に対応する従前の宅地又はその宅地に存する借地権を含む。）</p>
<p>当該区域内の建築物</p>	<p>存する建築物</p>
<p>当該区域内の建築物（施行地区となるべき区域内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区となるべき区域内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）</p>	<p>存する当該区域内の建築物（施行地区となるべき区域内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区となるべき区域内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）</p>

	<p>第五十二条第三項ただし書</p>
	<p>区域内に宅地、借地権</p>
	<p>区域内の宅地若しくはその宅地に存する借地権（特定仮換地である宅地又はその宅地に存する借地権を除き、当該区域内の特定仮換地に対応する従前の宅地又はその宅地に存する借地権を含む。）</p>
<p>当該区域内の建築物</p>	<p>存する建築物</p>
<p>当該区域内の建築物（施行地区となるべき区域内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区となるべき区域内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）</p>	<p>存する当該区域内の建築物（施行地区となるべき区域内の特定仮換地からの移転建築物等を除き、施行地区となるべき区域内の特定仮換地への移転建築物等を含む。）</p>

第七十二条第三項		第七十二条第二項	略	第五十条の九第二項、第五十条の十二第二項	
区域		施行地区となるべき区域」とあるのは、「施行地区	略	は、	「区域」とあるの
区域	区域」とあり、「当該区域」とあり、及び「その	に施行地区となるべき区域」とあるのは、「に施行地区」と、「当該区域」とあるのは「施行地区」と、「もの（以下「施行地区」となるべき区域内の特定仮換地からの移転建築物等」という。）とあり、及び「もの（以下「施行地区」となるべき区域内の特定仮換地への移転建築物等」という。）とあるのは「もの	略	るのは、	「その区域」とあり

	第七十二条第二項	略
	区域	略
	該区域	略

略			
略	借地の総地積	宅地の総地積	
略	施行地区内の特定仮換地以外の借地及び施行地区内の特定仮換地に対応する従前の借地についての特定仮換地の総地積	特定仮換地以外の宅地及び特定仮換地の総地積	仮換地の地積

(土地区画整理事業との一体的施行についてこの政令を適用する場合の読替え)

第四十六条の十六 法第百十八条の三十一第一項及び第二項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略	略	略
---	---	---

(費用の補助を受けることができる施行者から除かれる施行者)
 第四十七条の二 法第百二十二条第一項の政令で定める施行者は、個人施行者(一人で施行する者にあつては、その施行の認可の際

略	略	略
---	---	---

(土地区画整理事業との一体的施行についてこの政令を適用する場合の読替え)

第四十六条の十六 法第百十八条の三十一第一項及び第二項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略	略	略
---	---	---

(費用の補助を受けることができる施行者から除かれる施行者)
 第四十七条の二 法第百二十二条第一項の政令で定める施行者は、個人施行者(一人で施行する者にあつては、その施行の認可の際

、当該第一種市街地再開発事業の施行地区内の宅地について所有権若しくは借地権を有する者（以下この条において「宅地の所有者等」という。）が五人以上であるものの施行者又は宅地の所有者等が二人以上四人以下であるもので当該施行地区内の宅地に権原に基づいて存する建築物について所有権若しくは借家権を有する者（宅地の所有者等を除く。）が国土交通省令で定める人数以上であるものの施行者に限る。）でその施行する第一種市街地再開発事業の施行地区が市街地再開発促進区域内又は第一種市街地再開発事業の施行区域内にあるものを施行するもの、組合及び再開発会社以外の施行者とする。

（事務の区分）

第五十三条 略

2 この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

一 第二条の二及び第五十条第二項に規定する事務（個人施行者、組合、再開発会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。）

二 第三条に規定する事務（組合、再開発会社及び市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。）

三 略

、当該第一種市街地再開発事業の施行地区内の宅地について所有権若しくは借地権を有する者（以下この条において「宅地の所有者等」という。）が五人以上であるものの施行者又は宅地の所有者等が二人以上四人以下であるもので当該施行地区内の宅地に権原に基づいて存する建築物について所有権若しくは借家権を有する者（宅地の所有者等を除く。）が国土交通省令で定める人数以上であるものの施行者に限る。）でその施行する第一種市街地再開発事業の施行地区が市街地再開発促進区域内又は第一種市街地再開発事業の施行区域内にあるものを施行するもの及び組合以外の施行者とする。

（事務の区分）

第五十三条 略

2 この政令の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

一 第二条の二及び第五十条第二項に規定する事務（個人施行者、組合、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。）

二 第三条に規定する事務（組合及び市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。）

三 略

改正案	現行
<p>（法第一条第一項第二号の政令で定める公共施設）</p> <p>第三条 法第一条第一項第二号の政令で定める公共施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 都市構成上重要な幹線道路網を構成する道路で、幅員が、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の四第一項に規定する自動車専用道路にあつては十八メートル以上、その他の道路にあつては二十二メートル（特に防災に資する道路、特に市街地の計画的な整備改善の促進に資する道路又は幹線道路網の構成上特に重要な道路としてそれぞれ国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては、十六メートル）以上のもの</p> <p>二 都市構成上重要な公園又は緑地で、面積十ヘクタール（特に防災に資する公園又は緑地として国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては四ヘクタール（災害発生時の円滑な避難を確保するため特に必要な公園又は緑地として国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては、一ヘクタール）、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第十四号の生産緑地地区内の特に良好な生活環境の確保に資する公園又は緑地として国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては二ヘクタール）以上のもの</p> <p>三 都市構成上重要な下水道の終末処理場で、計画処理人口十万以上のもの</p> <p>四 都市構成上重要な河川の高規格堤防（河川法（昭和三十九年</p>	<p>（法第一条第一項第二号の政令で定める公共施設）</p> <p>第三条 法第一条第一項第二号の政令で定める公共施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 都市構成上重要な幹線道路網を構成する道路で、幅員が、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の四第一項に規定する自動車専用道路にあつては十八メートル以上、その他の道路にあつては二十二メートル（特に防災に資する道路、特に市街地の計画的な整備改善の促進に資する道路又は幹線道路網の構成上特に重要な道路としてそれぞれ国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては、十六メートル）以上のもの</p> <p>二 都市構成上重要な公園又は緑地で、面積十ヘクタール（特に防災に資する公園又は緑地として国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては四ヘクタール（災害発生時の円滑な避難を確保するため特に必要な公園又は緑地として国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては、一ヘクタール）、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第十四号の生産緑地地区内の特に良好な生活環境の確保に資する公園又は緑地として国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては二ヘクタール）以上のもの</p> <p>三 都市構成上重要な下水道の終末処理場で、計画処理人口十万以上のもの</p>

法律第六十七号) 第六条第二項に規定する高規格堤防をいう。

(資金の貸付けの対象となる住宅及び住宅地の円滑な供給に資する土地画整理事業の基準)

第六条 法第一条第四項第一号の政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 施行地区の面積が二ヘクタール以上であること。

二 都市計画において定められた街路又は道路法にいう道路(以下「街路等」という。)で、幅員が六メートル(施行地区の面積が五ヘクタール以上の土地画整理事業にあつては、八メートル)以上のものの新設又は変更に関する事業を含むこと。

三 当該土地画整理事業の施行後における施行地区内の道路、公園、広場又は緑地の用に供する土地の面積の合計が施行地区の面積の十五パーセント以上であること。

(資金の貸付けの対象となる土地画整理事業の基準)

第六条 法第一条第四項第一号の政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 施行地区の面積が二ヘクタール(法第一条第四項第一号イから二までに掲げる土地画整理事業のうち首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二条第三項に規定する既成市街地、近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百二十九号)第二条第三項に規定する既成都市区域又は首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令(昭和四十一年政令第三百十八号)別表に掲げる区域(第十条において「既成市街地等」という。))において施行されるものにあつては〇・五ヘクタール、同号ホに掲げる土地画整理事業にあつては五ヘクタール)以上であること。

二 都市計画において定められた街路又は道路法にいう道路で、幅員が六メートル(法第一条第四項第一号イから二までに掲げる土地画整理事業のうち施行地区の面積が五ヘクタール以上のものにあつては八メートル、同号ホに掲げる土地画整理事業にあつては十二メートル)以上のものの新設又は変更に関する事業を含むこと。

三 当該土地画整理事業の施行後における施行地区内の道路、公園、広場又は緑地の用に供する土地の面積の合計が施行地区の面積の十五パーセント(法第一条第四項第一号ホに掲げる土地画整理事業にあつては、二十二パーセント)以上であること。

四 新たに造成される住宅市街地が施行地区の大部分を占め、又は一以上の住区（一ヘクタール当たり百人から三百人を基準として約一万人が居住することができる地区で、住宅市街地を構成する単位となるべきものをいう。以下同じ。）により構成される住宅市街地が新たに造成されること。

（資金の貸付けの対象となる住宅及び住宅地の円滑な供給に資する土地区画整理事業に要する費用の範囲）

第七条 法第一条第四項第一号の政令で定める土地区画整理事業に要する費用の範囲は、同号イに掲げる土地区画整理事業にあつては土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第六十三条第一項各号（第八号を除く。以下この条において同じ。）に掲げる費用及び水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道その他の供給施設又は処理施設の新設又は変更の工事に要する費用の二分の一、法第一条第四項第一号ロからニまでに掲げる土地区画整理事業にあつては同令第六十三条第一項各号に掲げる費用の二分の一とする。

（法第一条第四項第一号ニの政令で定める市街化区域）

第九条 法第一条第四項第一号ニの政令で定める市街化区域は、都の区域（特別区の存する区域に限る。）、首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第一項に規定する首都圏、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する近畿圏又は中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第二百二号）第二条第一項に規定する中部圏内にある地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下

と。

四 新たに造成される住宅市街地が施行地区の大部分を占め、又は一以上の住区（一ヘクタール当たり百人から三百人を基準として約一万人が居住することができる地区で、住宅市街地を構成する単位となるべきものをいう。以下同じ。）により構成される住宅市街地が新たに造成されること。

（資金の貸付けの対象となる土地区画整理事業に要する費用の範囲）

第七条 法第一条第四項第一号の政令で定める土地区画整理事業に要する費用の範囲は、同号イに掲げる土地区画整理事業にあつては土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第六十三条第一項各号（第八号を除く。以下この条において同じ。）に掲げる費用及び水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道その他の供給施設又は処理施設の新設又は変更の工事に要する費用の二分の一、法第一条第四項第一号ロからニまでに掲げる土地区画整理事業にあつては同令第六十三条第一項各号に掲げる費用の二分の一とする。

（法第一条第四項第一号ニの政令で定める市街化区域）

第九条 法第一条第四項第一号ニの政令で定める市街化区域は、都の区域（特別区の存する区域に限る。）、首都圏整備法第二条第一項に規定する首都圏、近畿圏整備法第二条第一項に規定する近畿圏又は中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第二百二号）第二条第一項に規定する中部圏内にある地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域及びその他の市でその区域の全部若し

「指定都市」という。)の区域及びその他の市でその区域の全部若しくは一部が首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地(以下単に「既成市街地」という。)若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域(以下単に「既成都市区域」という。)若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域内にあるものの区域内の市街化区域とする。

(法第一条第四項第一号二の政令で定める面積)

第十条 法第一条第四項第一号二の政令で定める面積は、五千平方メートル(既成市街地、既成都市区域又は首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令(昭和四十一年政令第三百十八号)別表に掲げる区域において施行される土地区画整理事業にあつては、千平方メートル)とする。

(資金の貸付けの対象となる重要な公共施設の新設等に関する事業を含む土地区画整理事業の基準)

第十一条の二 法第一条第四項第三号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる当該土地区画整理事業が施行される区域の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 既に市街地を形成している区域 次に掲げる基準
- イ 施行地区の面積が〇・四ヘクタール以上であること。
- ロ 街路等で幅員が九メートル(特に防災に資する街路等又は特に市街地の計画的な整備改善の促進に資する街路等としてそれぞれ国土交通大臣が定める基準に該当するもの)にあつて

くは一部が首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域内にあるものの区域内の市街化区域とする。

(法第一条第四項第一号二の政令で定める面積)

第十条 法第一条第四項第一号二の政令で定める面積は、五千平方メートル(既成市街地等において施行される土地区画整理事業にあつては、千平方メートル)とする。

二 幅員が六メートル以上の街路等の新設又は変更に関する事業を含むこと。

三 当該土地区画整理事業の施行後における施行地区内の道路、公園、広場又は緑地の用に供する土地の面積の合計が施行地区の面積の十五パーセント以上であること。

(資金の貸付けの対象となる合理的かつ健全な高度利用に資する土地区画整理事業に要する費用の範囲)

第十一条の五 法第一条第四項第四号の政令で定める土地区画整理事業に要する費用の範囲は、土地区画整理法施行令第六十三条第一項各号(第八号を除く。)に掲げる費用及び水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道その他の供給施設又は処理施設の新設又は変更の工事に要する費用の二分の一とする。

(法第一条第四項第五号の政令で定める法人)

第十一条の六 法第一条第四項第五号の政令で定める法人は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一・二 略

(資金の貸付けの対象となる保留地の取得に必要な費用の範囲)

第十一条の七 法第一条第四項第五号の政令で定める費用の範囲は、同号の取得に必要な費用の二分の一とする。

(法第一条第四項第三号の政令で定める法人)

第十一条の二 法第一条第四項第三号の政令で定める法人は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一・二 略

(資金の貸付けの対象となる保留地の取得に必要な費用の範囲)

第十一条の三 法第一条第四項第三号の政令で定める費用の範囲は、同号の取得に必要な費用の二分の一とする。

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現

行

別表第二 第二号法定受託事務（第一条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

別表第二 第二号法定受託事務（第一条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政 令	略	都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）	略
事 務	略	<p>一 第二条の二及び第五十条第二項に規定する事務（個人施行者、組合、再開発会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。）</p> <p>二 第三条に規定する事務（組合、再開発会社及び市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。）</p> <p>三 略</p>	略
政 令	略	都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）	略
事 務	略	<p>一 第二条の二及び第五十条第二項に規定する事務（個人施行者、組合、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。）</p> <p>二 第三条に規定する事務（組合及び市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。）</p> <p>三 略</p>	略

改正案	現行
<p>（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）</p> <p>第二十二條 略</p> <p>25 9 略</p> <p>10 法第三十三條第一項第三号の二に規定するやむを得ない事情により都市再開発法第七十一條第一項の申出をしたと認められる場合として政令で定める場合は、同号の第一種市街地再開発事業の施行者が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するものとして同法第七條の十九第一項、第四十三條第一項若しくは第五十條の十四第一項の審査委員の過半数の同意を得、又は同法第五十七條第一項若しくは第五十九條第一項の市街地再開発審査会の議決を経て認めた場合とする。この場合において、当該市街地再開発審査会の議決については、同法第七十九條第二項後段の規定を準用する。</p> <p>一五 略</p> <p>11 18 略</p> <p>第三十九條 略</p> <p>25 5 略</p> <p>6 法第六十四條第一項第三号の二に規定するやむを得ない事情により都市再開発法第七十一條第一項の申出をしたと認められる場合として政令で定める場合は、同号の第一種市街地再開発事業の</p>	<p>（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）</p> <p>第二十二條 略</p> <p>25 9 略</p> <p>10 法第三十三條第一項第三号の二に規定するやむを得ない事情により都市再開発法第七十一條第一項の申出をしたと認められる場合として政令で定める場合は、同号の第一種市街地再開発事業の施行者が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するものとして同法第七條の十九第一項若しくは第四十三條第一項の審査委員の過半数の同意を得、又は同法第五十七條第一項若しくは第五十九條第一項の市街地再開発審査会の議決を経て認めた場合とする。この場合において、当該市街地再開発審査会の議決については、同法第七十九條第二項後段の規定を準用する。</p> <p>一五 略</p> <p>11 18 略</p> <p>第三十九條 略</p> <p>25 5 略</p> <p>6 法第六十四條第一項第三号の二に規定するやむを得ない事情により都市再開発法第七十一條第一項の申出をしたと認められる場合として政令で定める場合は、同号の第一種市街地再開発事業の</p>

施行者が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するものとして同法第七条の十九第一項、第四十三条第一項若しくは第五十条の十四第一項の審査委員の過半数の同意を得、又は同法第五十七条第一項若しくは第五十九条第一項の市街地再開発審査会の議決を経て認めた場合とする。この場合において、当該市街地再開発審査会の議決については、同法第七十九条第二項後段の規定を準用する。

一 四 略

7
23
略

施行者が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するものとして同法第七条の十九第一項若しくは第四十三条第一項の審査委員の過半数の同意を得、又は同法第五十七条第一項若しくは第五十九条第一項の市街地再開発審査会の議決を経て認めた場合とする。この場合において、当該市街地再開発審査会の議決については、同法第七十九条第二項後段の規定を準用する。

一 四 略

7
23
略

改 正 案	現 行
<p>（市街地再開発事業等の施行に係る土地等に関する登記で課税するものの範囲）</p> <p>第二条の三 法第五条第七号に規定する政令で定める登記は、次に掲げる登記とする。</p> <p>一 市街地再開発組合の参加組合員又は都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十条の三第一項第五号（規準）若しくは第五十二条第二項第五号（施行規程）（同法第五十八条第三項（施行規程）において準用する場合を含む。）に規定する特定事業参加者が取得する同法第二条第六号又は第七号（定義）に規定する施設建築物又は施設建築敷地に関する権利に係る登記及び同条第一号に規定する市街地再開発事業の施行者が行うこれらの権利の処分に係る登記（同法第百十八条の十一第一項（建築施設の部分による対償の給付）に規定する譲受け予定者が、同項の規定により給付される建築施設の部分につき受けるものを除く。）</p> <p>一一略</p>	<p>（市街地再開発事業等の施行に係る土地等に関する登記で課税するものの範囲）</p> <p>第二条の三 法第五条第七号に規定する政令で定める登記は、次に掲げる登記とする。</p> <p>一 市街地再開発組合の参加組合員又は都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十二条第二項第五号（施行規程）（同法第五十八条第三項（施行規程）において準用する場合を含む。）に規定する特定事業参加者が取得する同法第二条第六号又は第七号（定義）に規定する施設建築物又は施設建築敷地に関する権利に係る登記及び同条第一号に規定する市街地再開発事業の施行者が行うこれらの権利の処分に係る登記（同法第百十八条の十一第一項（建築施設の部分による対償の給付）に規定する譲受け予定者が、同項の規定により給付される建築施設の部分につき受けるものを除く。）</p> <p>一一略</p>

改正案	現行
<p>（土地についての登記の申請）</p> <p>第六条 法第九十条第一項（法第一百十条第三項又は法第一百十八条の三十二第二項及び令第四十六条の十五において読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による土地の表示の登記の抹消又は権利変換手続開始の登記の抹消の申請は、同一の登記所の管轄に属するものの全部について、同一の申請書でしなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第一項及び第二項の申請書には、法第九十条第一項、法第一百十条第三項及び法第九十条第一項又は法第一百十八条の三十二第二項及び法第九十条第一項の規定により登記の申請をする旨を記載し、権利変換計画及びその認可を証する書面を添付しなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>（土地の表示の登記の抹消）</p> <p>第十条 第六条第一項の土地の表示の登記の抹消の申請があつたときは、登記官は、当該土地の表示を朱抹し、法第九十条第一項、法第一百十条第三項及び法第九十条第一項又は法第一百十八条の三十二第二項及び法第九十条第一項の規定により土地の登記を抹消する旨を記載し、その登記用紙を閉鎖しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>（土地についての登記の申請）</p> <p>第六条 法第九十条第一項（法第一百十条第三項又は法第一百十八条の三十一第二項及び令第四十六条の十五において読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による土地の表示の登記の抹消又は権利変換手続開始の登記の抹消の申請は、同一の登記所の管轄に属するものの全部について、同一の申請書でなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第一項及び第二項の申請書には、法第九十条第一項、法第一百十条第三項及び法第九十条第一項又は法第一百十八条の三十一第二項及び法第九十条第一項の規定により登記の申請をする旨を記載し、権利変換計画及びその認可を証する書面を添付しなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>（土地の表示の登記の抹消）</p> <p>第十条 第六条第一項の土地の表示の登記の抹消の申請があつたときは、登記官は、当該土地の表示を朱抹し、法第九十条第一項、法第一百十条第三項及び法第九十条第一項又は法第一百十八条の三十一第二項及び法第九十条第一項の規定により土地の登記を抹消する旨を記載し、その登記用紙を閉鎖しなければならない。</p> <p>2 略</p>



改正案	現行
<p>（法第十七条の六第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者）</p> <p>第四条 法第十七条の六第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について不動産の権利に関する登記を申請しようとする当該各号に掲げる者とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業 市街地再開発組合又は同法第二条の二第一項若しくは第三項の規定による施行者</p> <p>六・七 略</p>	<p>（法第十七条の六第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者）</p> <p>第四条 法第十七条の六第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について不動産の権利に関する登記を申請しようとする当該各号に掲げる者とする。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業 市街地再開発組合又は同法第二条の二第一項の規定による施行者</p> <p>六・七 略</p>

改正案	現行
<p>（法第十七条の六第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者）</p> <p>第四条 法第十七条の六第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について、不動産の表示に関する登記につき必要な調査若しくは測量をしようとし、又はその登記を申請しようとする当該各号に掲げる者とする。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業 市街地再開発組合又は同法第二条の二第一項若しくは第三項の規定による施行者</p> <p>六・七 略</p>	<p>（法第十七条の六第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者）</p> <p>第四条 法第十七条の六第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について、不動産の表示に関する登記につき必要な調査若しくは測量をしようとし、又はその登記を申請しようとする当該各号に掲げる者とする。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業 市街地再開発組合又は同法第二条の二第一項の規定による施行者</p> <p>六・七 略</p>

改正案	現行
<p>附則 （法附則第十四条第二項第一号の政令で定める規模） 第二条の二 法附則第十四条第二項第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 都市再開発法第二条の二第一項から第三項までに規定する者が施行する市街地再開発事業の施行地区（その面積が五百平方メートル以上であるものに限る。）内の一定の隣接しない土地の面積の合計が二百平方メートル以上である場合において、機構が当該隣接しない土地のすべてを取得するときの当該隣接しない土地百平方メートル（都市計画法第八条第一項第一号の近隣商業地域又は商業地域内の土地にあつては、六十五平方メートル）</p> <p>三・四 略</p>	<p>附則 （法附則第十四条第二項第一号の政令で定める規模） 第二条の二 法附則第十四条第二項第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 都市再開発法第二条の二第一項又は第二項に規定する者が施行する第一種市街地再開発事業の施行地区（その面積が五百平方メートル以上であるものに限る。）内の一定の隣接しない土地の面積の合計が二百平方メートル以上である場合において、機構が当該隣接しない土地のすべてを取得するときの当該隣接しない土地百平方メートル（都市計画法第八条第一項第一号の近隣商業地域又は商業地域内の土地にあつては、六十五平方メートル）</p> <p>三・四 略</p>

改正案	現行
<p>（住宅局の所掌事務）</p> <p>第十条 住宅局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～七 略</p> <p>八 個人施行者、市街地再開発組合、防災街区整備組合、再開発会社、都市基盤整備公団、地域振興整備公団及び地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業（都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うもの及び地域振興整備公団が宅地の造成と併せて行うものを除く。）の助成及び監督に関すること。</p> <p>九 略</p> <p>（市街地建築課の所掌事務）</p> <p>第二百二十条 市街地建築課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 個人施行者、市街地再開発組合、防災街区整備組合、再開発会社、都市基盤整備公団、地域振興整備公団及び地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業（都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うもの及び地域振興整備公団が宅地の造成と併せて行うものを除く。）の助成及び監督に関すること。</p> <p>六 略</p>	<p>（住宅局の所掌事務）</p> <p>第十条 住宅局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～七 略</p> <p>八 個人施行者、市街地再開発組合、防災街区整備組合、都市基盤整備公団、地域振興整備公団及び地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業（都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うもの及び地域振興整備公団が宅地の造成と併せて行うものを除く。）の助成及び監督に関すること。</p> <p>九 略</p> <p>（市街地建築課の所掌事務）</p> <p>第二百二十条 市街地建築課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 個人施行者、市街地再開発組合、防災街区整備組合、都市基盤整備公団、地域振興整備公団及び地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業（都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うもの及び地域振興整備公団が宅地の造成と併せて行うものを除く。）の助成及び監督に関すること。</p> <p>六 略</p>

都市再開発法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案参照条文

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二条 略

2～8 略

9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第二号法定受託事務」という。）

10～17 略

（指定都市の権能）

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

一 児童福祉に関する事務

二 民生委員に関する事務

- 三 身体障害者の福祉に関する事務
- 四 生活保護に関する事務
- 五 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務
- 五の二 社会福祉事業に関する事務
- 五の三 知的障害者の福祉に関する事務
- 六 母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務
- 六の二 老人福祉に関する事務
- 七 母子保健に関する事務
- 八 削除
- 九 食品衛生に関する事務
- 十 墓地、埋葬等の規制に関する事務
- 十一 興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務
- 十一の二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務
- 十二 結核の予防に関する事務
- 十三 都市計画に関する事務
- 十四 土地区画整理事業に関する事務
- 十五 屋外広告物の規制に関する事務

2 略

司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）（抄）

(公共嘱託登記司法書士協会)

第十七条の六 司法書士は、その専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者(以下「官公署等」という。)による不動産の権利に関する登記の嘱託又は申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、公共嘱託登記司法書士協会と称する民法第三十四条の規定による社団法人(以下「協会」という。)を設立することができる。

254 略

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)(抄)

(用語の定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 略

六 延焼のおそれのある部分 隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の二以上の建築物(延べ面積の合計が五百平方メートル以内の建築物は、一の建築物とみなす。)相互の外壁間の中心線から、一階にあつては三メートル以下、二階以上にあつては五メートル以下の距離にある建築物の部分という。ただし、防火上有効な公園、広場、川等の空地若しくは水面又は耐火構造の壁その他これらに類するものに面する部分を除く。

七 略

(建築物の建築等に関する申請及び確認)

第六条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合(増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。)、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基

準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

一 別表第一(一)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの
二 木造の建築物で三以上の階数を有し、又は延べ面積が五百平方メートル、高さが十三メートル若しくは軒の高さが九メートルを超えるもの

三 木造以外の建築物で二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超えるもの

四 前三号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域（都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは準都市計画区域（市町村長が市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の意見を聴いて指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物

277 略

（敷地等と道路との関係）

第四十三条 建築物の敷地は、道路（次に掲げるものを除く。次条第一項を除き、以下同じ。）に二メートル以上接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものについては、この限りでない。

一 自動車のみの交通の用に供する道路

二 高架の道路その他の道路であつて自動車の沿道への出入りができない構造のものとして政令で定める基準に該当するもの（次条第一項において「特定高架道路等」という。）で、地区計画又は再開発地区計画の区域（地区整備計画又は再開発地区整備計画が定められている区域のうち都市計画法第十二条の五第八項又は都市再開発法第七条の八の二第四項の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。次条第一項において同じ。）内のもの

2 地方公共団体は、特殊建築物、階数が三以上である建築物、政令で定める窓その他の開口部を有しない居室を有する建築物又は延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計。第四節、第七節及び別表第三において同じ。）が千平方メートルを超える建築物の敷地が接しなければならぬ道路の幅員、その敷地が道路に接する部分の長さその他その敷地又は建築物と道路との関係についてこれらの建築物の用途又は規模の特殊性により、前項の規定によつては避難又は通行の安全の目的を十分に達し難いと認める場合においては、条例で、必要な制限を付加することができる。

（道路内の建築制限）

第四十四条 建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物については、この限りでない。

一 地盤面下に設ける建築物

二 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの

三 地区計画又は再開発地区計画の区域内の自動車のみの交通の用に供する道路又は特定高架道路等の上空又は路面下に設ける建築物のうち、当該地区計画又は再開発地区計画の内容に適合し、かつ、政令で定める基準に適合するものであつて特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

四 公共用歩廊その他政令で定める建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を

害するおそれがないと認めて許可したものと

2 略

(建ぺい率)

第五十三条 建築物の建築面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計)の敷地面積に対する割合(以下「建ぺい率」という。)は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる数値を超えてはならない。

一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域又は工業専用地域内の建築物

十分の三、十分の四、十分の五又は十分の六のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの

二 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域又は工業地域内の建築物

十分の六

三 近隣商業地域又は商業地域内の建築物

十分の八

四 用途地域の指定のない区域内の建築物

十分の三、十分の四、十分の五、十分の六又は十分の七のうち、特定行政庁が土地利用の状況等を考慮し当該区域を区分して都道府県都市計画審議会の議を経て定めるもの

2 建築物の敷地が前項の規定による建築物の建ぺい率に関する制限を受ける地域又は区域の二以上にわたる場合においては、当該建築物の建ぺい率は、同項の規定による当該各地域又は区域内の建築物の建ぺい率の限度にその敷地の当該地域又は区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。

3 前二項の規定の適用については、第一号又は第二号のいずれかに該当する建築物にあつては第一項各号に掲げる数値に十分の一を加えたものをもつて当該各号に掲げる数値とし、第一号及び第二号に該当する建築物にあつては同項各号に掲げる数値に十分の二を

加えたものをもつて当該各号に掲げる数値とする。

一 近隣商業地域及び商業地域外で、かつ、防火地域内にある耐火建築物

二 街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で特定行政庁が指定するものの内にある建築物

4 隣地境界線から後退して壁面線の指定がある場合又は第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で定める壁面の位置の制限（隣地境界線に面する建築物の壁又はこれに代わる柱の位置及び隣地境界線に面する高さ二メートルを超える門又は塀の位置を制限するものに限る。）がある場合において、当該壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線を越えない建築物（ひさしその他の建築物の部分で政令で定めるものを除く。）で、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの建ぺい率は、前三項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、前三項の規定による限度を超えるものとすることができる。

5 前各項の規定は、次の各号の一に該当する建築物については、適用しない。

一 近隣商業地域及び商業地域内で、かつ、防火地域内にある耐火建築物

二 巡査派出所、公衆便所、公共用歩廊その他これらに類するもの

三 公園、広場、道路、川その他これらに類するもの内にある建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したもの

6 建築物の敷地が防火地域の内外にわたる場合において、その敷地内の建築物の全部が耐火建築物であるときは、その敷地は、すべて防火地域内にあるものとみなして、第三項第一号又は前項第一号の規定を適用する。

7 第四十四条第二項の規定は、第四項又は第五項第三号の規定による許可をする場合に準用する。

（防火地域内の建築物）

第六十一条 防火地域内においては、階数が三以上であり、又は延べ面積が百平方メートルを超える建築物は耐火建築物とし、その他の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。ただし、次の各号の一に該当するものは、この限りでない。

一 延べ面積が五十平方メートル以内の平家建の附属建築物で、外壁及び軒裏が防火構造のもの

二 卸売市場の上家又は機械製作工場で主要構造部が不燃材料で造られたものその他これらに類する構造でこれらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供するもの

三 高さ二メートルを超える門又は塀で不燃材料で造り、又は覆われたもの

四 高さ二メートル以下の門又は塀

(準防火地域内の建築物)

第六十二条 準防火地域内においては、地階を除く階数が四以上である建築物又は延べ面積が千五百平方メートルを超える建築物は耐火建築物とし、延べ面積が五百平方メートルを超え千五百平方メートル以下の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物とし、地階を除く階数が三である建築物は耐火建築物、準耐火建築物又は外壁の開口部の構造及び面積、主要構造部の防火の措置その他の事項について防火上必要な政令で定める技術的基準に適合する建築物としなければならない。ただし、前条第二号に該当するものは、この限りでない。

2 準防火地域内にある木造建築物等は、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造とし、これに附属する高さ二メートルを超える門又は塀で当該門又は塀が建築物の一階であるとした場合に延焼のおそれのある部分に該当する部分を不燃材料で造り、又はおおわなければならない。

(屋根)

第六十三条 防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の構造は、市街地における火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関して建築物の構造及び用途の区分に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

(市町村の条例に基づく制限)

第六十八条の二 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、住宅地高度利用地区整備計画、再開発地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものを、条例で、これらに関する制限として定めることができる。

2、4 略

（用途の変更に対するこの法律の準用）

第八十七条 建築物の用途を変更して第六条第一項第一号の特殊建築物のいずれかとする場合（当該用途の変更が政令で指定する類似の用途相互間におけるものである場合を除く。）においては、同条（第三項を除く。）、第六条の二、第六条の三（第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）、第七条第一項及び第十八条第一項から第五項までの規定を準用する。この場合において、第七条第一項中「建築主事の検査を申請しなければならない」とあるのは、「建築主事に届け出なければならない」と読み替えるものとする。

2 建築物（次項の建築物を除く。）の用途を変更する場合には、第四十八条第一項から第十二項まで及び第五十一条の規定並びに第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第二項、第四十九条から第五十条まで、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定を準用する。

3 第三条第二項の規定により第二十四条、第二十七条、第二十八条第一項若しくは第三項、第二十九条、第三十条、第三十五条から第三十五条の三まで、第三十六条中第二十八条第一項若しくは第三十五条に関する部分、第四十八条第一項から第十二項まで若しくは第五十一条の規定又は第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第二項、第四十九条から第五十条まで、第六十八条の二第一項若しくは第六十八条の九の規定に基づく条例の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合には、次の各号の一に該当する場合を除き、これらの規定を準用する。

一 増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合

二 当該用途の変更が政令で指定する類似の用途相互間におけるものであつて、かつ、建築物の修繕若しくは模様替をしない場合又はその修繕若しくは模様替が大規模でない場合

三 第四十八条第一項から第十二項までの規定に関しては、用途の変更が政令で定める範囲内である場合

(工作物への準用)

第八十八条 略

2 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で政令で指定するものについては、第三条、第六条(第三項を除くものとし、第一項及び第四項は、第一項第一号から第三号までの建築物に係る部分に限る。)、第六条の二、第七条、第七条の二、第七条の六から第九条の三まで、第十一条、第十二条第三項から第六項まで、第十三条、第十八条(第八項から第十二項までを除く。)、第四十八条から第五十一条まで、第六十八条の二第一項、第六十八条の四第六項、第六十八条の五第四項、第八十六条の七中第四十八条第一項から第十二項までに関する部分、第八十七条第二項及び第三項中第四十八条第一項から第十二項まで、第四十九条から第五十一条まで及び第六十八条の二第一項に関する部分、前条、次条、第九十一条、第九十二条の二並びに第九十三条の二の規定を準用する。この場合において、第六条第二項及び別表第二中「床面積の合計」とあるのは「築造面積」と、第六十八条の二第一項中「敷地、構造、建築設備又は用途」とあるのは「用途」と読み替えるものとする。

3・4 略

土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)(抄)

(公共嘱託登記土地家屋調査士協会)

第十七条の六 調査士は、その専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者(以下「官公署等」という。)による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に

寄与することを目的として、公共嘱託登記土地家屋調査士協会と称する民法第三十四条の規定による社団法人（以下「協会」という。）を設立することができる。

2）4 略

首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律で「首都圏」とは、東京都の区域及び政令で定めるその周辺の地域を一体とした広域をいう。

2 略

3 この法律で「既成市街地」とは、東京都及びこれと接続する枢要な都市を含む区域のうち政令で定める市街地の区域をいう。

4 この法律で「近郊整備地帯」とは、既成市街地の近郊で、第二十四条第一項の規定により指定された区域をいう。

5 略

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）

（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）

第三十三条 個人の有する資産（所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものを除く。以下この条、次条第二項及び第三十三条の四において同じ。）で次の各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなった場合（次条第一項の規定に該当する場合を除く。）において、その者が当該各号に規定する補償金、対価又は清算金の額（当該資産の譲渡（消滅及び価値の減少を含む。以下この款において同じ。）に要した費用がある場合には、当該補償金、対価又は清算金の額のうちから支出したものと）として政令で定める金額を控除した金額。以下この条において同じ。）の全部又は一部に相当す

る金額をもつて当該各号に規定する収用、買取り、換地処分、権利変換、買収、買入れ又は消滅（以下第三十二条の四までにおいて「収用等」という。）のあつた日の属する年の十二月三十一日までに当該収用等により譲渡した資産と同種の資産その他のこれに代わるべき資産として政令で定めるもの（以下この款において「代替資産」という。）の取得（製作及び建設を含む。以下この款において同じ。）をしたときは、その者については、その選択により、当該収用等により取得した補償金、対価又は清算金の額が当該代替資産に係る取得に要した金額（以下第三十七条の九の二までにおいて「取得価額」という。）以下である場合にあつては、当該譲渡した資産（第三号の清算金を同号の土地等とともに取得した場合には、当該譲渡した資産のうち当該清算金の額に対応するものとして政令で定める部分。以下この項において同じ。）の譲渡がなかつたものとし、当該補償金、対価又は清算金の額が当該取得価額を超える場合にあつては、当該譲渡した資産のうちその超える金額に相当するものとして政令で定める部分について譲渡があつたものとして、第三十一条（第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合を含む。第三十二条の四第一項第一号、第三十四条第一項第一号、第三十四条の二第一項第一号、第三十四条の三第一項第一号及び第三十五条第一項第一号を除き、以下第三十七条の九の二までにおいて同じ。）若しくは第三十二条又は所得税法第三十二条若しくは第三十三条の規定を適用することができる。

一（三）略

三の二 資産につき都市再開発法による第一種市街地再開発事業が施行された場合において、当該資産に係る権利変換により同法第九十一条の規定による補償金（同法第七十九条第三項又は同法第一百一十一条の規定により読み替えられた同法第七十九条第三項の規定により施設建築物の一部等又は建築施設の部分が与えられないように定められたことにより支払われるもの及びやむを得ない事情により同法第七十一条第一項の申出をしたと認められる場合として政令で定める場合における当該申出に基づき支払われるものに限る。）を取得するとき（政令で定める場合に該当する場合を除く。）。

三の三（八）略

2（7）略

(収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例)

第六十四条 法人(清算中の法人を除く。以下この条、次条、第六十五条第三項及び第六十五条の二において同じ。)の有する資産(棚卸資産を除く。以下この条、次条、第六十五条第三項及び第六十五条の二において同じ。)で次の各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合(第六十五条第一項の規定に該当する場合を除く。)(において、当該法人が当該各号に規定する補償金、対価又は清算金の額(当該資産の譲渡(消滅及び価値の減少を含む。以下この款において同じ。)(に要した経費がある場合には、当該補償金、対価又は清算金の額のうちから支出したものと)として政令で定める金額を控除した金額。以下次条までにおいて同じ。)(の全部又は一部に相当する金額をもつて当該各号に規定する収用、買取り、換地処分、権利変換、買収、買入れ又は消滅(以下この款において「収用等」という。)(のあつた日を含む事業年度において当該収用等により譲渡した資産と同種の資産その他のこれに代わるべき資産として政令で定めるもの(以下第六十五条までにおいて「代替資産」という。)(の取得(製作及び建設を含む。以下第六十五条までにおいて同じ。)(をし、当該代替資産につき、当該事業年度終了の時ににおいて、その取得価額(その額が当該補償金、対価又は清算金の額(既に代替資産の取得に充てられた額があるときは、その額を控除した額)を超える場合には、その超える金額を控除した金額。次条第九項において同じ。)(に、補償金、対価若しくは清算金の額から当該譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額の当該補償金、対価若しくは清算金の額に対する割合(次条において「差益割合」という。)(を乗じて計算した金額(以下この項及び第八項において「圧縮限度額」という。)(の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)(により経理したときは、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一〜三 略

三の二 資産につき都市再開発法による第一種市街地再開発事業が施行された場合において、当該資産に係る権利変換により同法第九十一条の規定による補償金(同法第七十九条第三項又は同法第一百十一条の規定により読み替えられた同法第七十九条第三項の規定により施設建築物の一部等又は建築施設の部分が与えられないように定められたことにより支払われるもの及びやむを得ない事

情により同法第七十一条第一項の申出をしたと認められる場合として政令で定める場合における当該申出に基づき支払われるものに限る。() を取得するとき(政令で定める場合に該当する場合を除く。)。

三の三、八略

2、12略

近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百二十九号)(抄)

(定義)

第二条 この法律で「近畿圏」とは、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域(政令で定める区域を除く。)を一体とした広域をいう。

2略

3 この法律で「既成都市区域」とは、大阪市、神戸市及び京都市の区域並びにこれらと連接する都市の区域のうち、産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域で、政令で定めるものをいう。

4 この法律で「近郊整備区域」とは、既成都市区域の近郊で、第十一条第一項の規定により指定された区域をいう。

5・6略

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)(抄)

(河川区域)

第六条 略

2 河川管理者は、その管理する河川管理施設である堤防のうち、その敷地である土地の区域内の大部分の土地が通常の利用に供され

ても計画高水流量を超える流量の洪水の作用に対して耐えることができる規格構造を有する堤防（以下「高規格堤防」という。）については、その敷地である土地の区域のうち通常の利用に供することができる土地の区域を高規格堤防特別区域として指定するものとする。

3）6 略

都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）（抄）

（都市開発資金の貸付け）

第一条 国は、地方公共団体に対し、次に掲げる土地の買取りに必要な資金を貸し付けることができる。

一 略

二 人口の集中の著しい政令で定める大都市（その周辺の地域を含む。）又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第四条第一項の規定により指定された地方拠点都市地域の中心となる都市で政令で定めるもの（その周辺の地域を含む。）の秩序ある発展を図るために整備されるべき主要な道路、公園、緑地、広場その他の政令で定める公共施設で、都市計画において定められたものの区域内の土地

三 次に掲げる土地（イからニまでに掲げる土地にあつては都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十二条の四第一項第四号に規定する防災街区整備地区計画の区域で政令で定めるもの及び同法第八条第一項第三号に規定する高度利用地区の区域その他の政令で定める区域の内にあるものに限る。）で、都市の機能を維持し、及び増進するため計画的に整備改善を図る必要がある重要な街地の区域内にあり、その計画的な整備改善を促進するために有効に利用できるもの

イ 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成市街地及びこれに接続して既に市街地を形成している区域内の土地

ロ 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域及びこれに接続して既に市街地を形成

している区域内の土地

八 人口の集中の特に著しい政令で定める大都市の既に市街地を形成している区域内の土地

二 前号の地方拠点都市地域の中心となる都市で政令で定めるものの既に市街地を形成している区域内の土地

ホ 現に地域社会の中心となつていて都市（その中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）第二条の中心市街地について同法第六条第一項の基本計画が作成されたものに限る。）で政令で定めるものの既に市街地を形成している区域内の土地（同法第七条第一項の特定中心市街地の区域で政令で定めるものの区域内にあるものに限る。）

ヘ 大規模な災害を受けた都市で政令で定めるものの既に市街地を形成している区域内の土地（被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内にあるものに限る。）

2・3 略

4 国は、土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）に関し地方公共団体が次に掲げる貸付けを行う場合において、特に必要があると認めるときは、当該地方公共団体に対し、当該貸付けに必要な資金（第一号又は第三号から第五号までに掲げる貸付けにあつては、当該貸付けに必要な資金の二分の一以内）を貸し付けることができる。

一 健全な住宅市街地の造成を促進し、もつて住宅及び住宅地の円滑な供給に資する次に掲げる土地区画整理事業で、施行地区（土地区画整理法第二条第四項に規定する施行地区をいう。以下同じ。）の面積、公共施設（同条第五項に規定する公共施設をいう。以下この項において同じ。）の種類及び規模等が政令で定める基準に適合するものを施行する個人施行者（同法第九条第五項に規定する個人施行者をいう。以下同じ。）又は土地区画整理組合に対する当該土地区画整理事業に要する費用で政令で定める範囲内のものに充てるための無利子の資金の貸付け

イ 土地区画整理法第六条第二項（同法第十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定による住宅先行建設区が事業計画において定められている土地区画整理事業

ロ 土地を造成して賃貸し、若しくは譲渡する事業又は住宅を建設して賃貸し、若しくは譲渡する事業を行う者が所有権又は借地権（借地借家法（平成三年法律第九十号）第二条第一号に規定する借地権をいう。以下同じ。）を有する施行地区内の宅地（土地区画整理法第二条第八項に規定する宅地をいう。）についての換地の地積及び保留地の地積の合計が、施行地区の面積に政令で定める割合を乗じて得た面積以上であると認められる土地区画整理事業

ハ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第十条に規定する特定土地区画整理事業

二 施行地区内における都市計画法第七条第一項の規定による市街化区域で政令で定めるものの区域内にある農地（生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第三条第一項の規定による生産緑地地区の区域内の農地を除く。）の地積の合計が政令で定める面積以上である土地区画整理事業

二 個人施行者又は土地区画整理組合から委託を受けて土地区画整理事業（前号ロに掲げる土地区画整理事業で、施行地区の面積、公共施設の種類及び規模等が同号の政令で定める基準に適合するものに限る。）の施行に関する業務を行う者（当該業務を行うために必要な資力、信用及び技術的能力を有することその他の国土交通省令で定める基準に該当する者に限る。）に対する施行地区内の土地の所有権又は借地権の取得に必要な費用で政令で定める範囲内のものに充てるための資金の貸付け

三 都市計画において定められた街路その他の重要な公共施設の新設又は変更に関する事業を含む土地区画整理事業で、施行地区の面積、公共施設の種類及び規模等が政令で定める基準に適合するものを施行する個人施行者又は土地区画整理組合に対する当該土地区画整理事業に要する費用で政令で定める範囲内のものに充てるための無利子の資金の貸付け

四 土地の合理的かつ健全な高度利用に資する次に掲げる土地区画整理事業で、施行地区の面積、公共施設の種類及び規模等が政令で定める基準に適合するものを施行する個人施行者又は土地区画整理組合に対する当該土地区画整理事業に要する費用で政令で定める範囲内のものに充てるための無利子の資金の貸付け

イ 土地区画整理法第六条第四項（同法第十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定による市街地再開発事業区が事業計画において定められている土地区画整理事業

口 土地区画整理法第六条第六項（同法第十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定による高度利用推進区が事業計画において定められている土地区画整理事業

五 土地区画整理事業（第一号、第三号又は前号に掲げる土地区画整理事業で、施行地区の面積、公共施設の種類及び規模等がそれぞれ当該各号の政令で定める基準に適合するものに限る。）の施行者（土地区画整理法第二条第三項に規定する施行者をいう。以下この号において同じ。）が、保留地（同法第九十六条第一項又は第二項の規定により換地として定めない土地をいう。以下この号において同じ。）の全部又は一部を、国土交通省令で定めるところにより公募して譲渡しようとしたにもかかわらず譲渡することができなかつた場合において、施行者又は施行者である土地区画整理組合の組合員が出資している法人で政令で定めるものに取り得させるときの当該法人に対する当該保留地の全部又は一部の取得に必要な費用で政令で定める範囲内のものに充てるための無利子の資金の貸付け

中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第二百二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律で「中部圏」とは、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県の区域を一体とした広域をいう。

2 略

3 この法律で「都市整備区域」とは、中部圏の地域のうち第十三条第一項の規定により指定された区域をいう。

4・5 略

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）

(非課税登記等)

第五条 次に掲げる登記等(第四号又は第五号に掲げる登記又は登録にあつては、当該登記等がこれらの号に掲げる登記又は登録に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付して受けるものに限る。)については、登録免許税を課さない。

一〇六 略

七 都市再開発法(昭和四十四年法律第二十八号)第二条第一号(定義)に規定する市街地再開発事業又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第二条第四号(定義)に規定する住宅街区整備事業の施行のため必要な土地又は建物(当該住宅街区整備事業に係る土地又は建物にあつては、大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(平成元年法律第六十一号)第十七条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の特例)の規定により大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二条第一号に規定する大都市地域とみなされる区域内にある土地又は建物を除く。)に関する登記(政令で定めるものを除く。)

八〇十三 略

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)(抄)

(地域地区)

第八条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区で必要なものを定めるものとする。

一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域(以下「用途地域」と総称する。)

二 特別用途地区

二〇二・二〇三 略

三 高度地区又は高度利用地区

四 特定街区

五 十三 略

十四 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第三条第一項の規定による生産緑地地区

十五・十六 略

2 3 略

（施行者）

第五十九条 都市計画事業は、市町村が、都道府県知事（第一号法定受託事務として施行する場合にあつては、国土交通大臣）の認可を受けて施行する。

2 都道府県は、市町村が施行することが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合においては、国土交通大臣の認可を受けて、都市計画事業を施行することができる。

3 国の機関は、国土交通大臣の承認を受けて、国の利害に重大な関係を有する都市計画事業を施行することができる。

4 国の機関、都道府県及び市町村以外の者は、事業の施行に関して行政機関の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においてこれらの処分を受けているとき、その他特別な事情がある場合においては、都道府県知事の認可を受けて、都市計画事業を施行することができる。

5 都道府県知事は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の長の意見をきかなければならない。

6 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項から第四項までの規定による認可又は承認をしようとする場合において、当該都市計画事業が、用排水施設その他農用地の保全若しくは利用上必要な公共の用に供する施設を廃止し、若しくは変更するものであるとき、又はこれらの施設の管理、新設若しくは改良に係る土地改良事業計画に影響を及ぼすおそれがあるものであるときは、当該都市計画事業について、当該施設を管理する者又は当該土地改良事業計画による事業を行う者の意見をきかなければならない。ただし、政令

で定める軽易なものについては、この限りでない。

7 施行予定者が定められている都市計画に係る都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業は、その定められている者でなければ、施行することができない。

(都市計画事業の認可等の告示)

第六十二条 略

2 市町村長は、前項の告示に係る事業施行期間の終了の日又は第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十条の二の規定により準用される同法第三十条第二項の通知を受ける日まで、国土交通省令で定めるところにより、前項の図書の写しを当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

(事業計画の変更)

第六十三条 第六十条第一項第三号の事業計画を変更しようとする者は、国の機関にあつては国土交通大臣の承認を、都道府県及び第一号法定受託事務として施行する市町村にあつては国土交通大臣の認可を、その他の者にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、設計の概要について国土交通省令で定める軽易な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第五十九条第六項、第六十条及び前二条の規定は、前項の認可又は承認について準用する。

第七十条 都市計画事業については、土地収用法第二十条(同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。)(の規定による事業の認定は行なわず、第五十九条の規定による認可又は承認をもつてこれに代えるものとし、第六十二条第一項の規定による告示をもつて同法第二十六条第一項(同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。)(の規定による事業の認定の告示とみなす。

2 事業計画を変更して新たに事業地に編入した土地については、前項中「第五十九条」とあるのは「第六十三条第一項」と、「第六十二条第一項」とあるのは「第六十三条第二項において準用する第六十二条第一項」とする。

第七十二条 施行者は、第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定によつて収用又は使用の手続を保留しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、第五十九条又は第六十三条第一項の規定による認可又は承認を受けようとする際、その旨及び手続を保留する事業地の範囲を記載した申立書を提出しなければならない。この場合においては、第六十条第三項第一号（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる図面に手続を保留する事業地の範囲を表示しなければならない。

2 略

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の申立てがあつたときは、第六十二条第一項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示の際、あわせて、事業の認可又は承認後の収用又は使用の手続が保留される旨及び手続が保留される事業地の範囲を告示しなければならない。

第七十三条 前四条に定めるもののほか、都市計画事業に対する土地収用法の適用に関しては、次の各号に定めるところによる。

一・二 略

三 土地収用法第三十四条の四第二項中「第二十六条の二第二項の図面」とあるのは、「都市計画法第六十二条第二項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の図書」とする。

四・五 略

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）（抄）

（市街地再開発事業の施行）

第二条の二 都市計画法第八条第一項第三号の高度利用地区の区域内の宅地若しくは同法第十二条の四第一項第一号の地区計画、第七条の八の二第一項の規定による再開発地区計画、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号

（第三十二条第一項の規定による防災街区整備地区計画若しくは幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第九条第一項の規定による沿道地区計画の区域（次に掲げる条件に該当するものに限る。第三条において「特定地区計画等区域」という。）内の宅地について所有権若しくは借地権を有する者又はこれらの宅地について所有権若しくは借地権を有する者の同意を得た者は、一人で、又は数人共同して、当該権利の目的である宅地について、又はその宅地及び一定の区域内の宅地以外の土地について第一種市街地再開発事業を施行することができる。

一～三 略

2 市街地再開発組合は、第一種市街地再開発事業の施行区域内の土地について第一種市街地再開発事業を施行することができる。

3 次に掲げる要件のすべてに該当する株式会社又は有限会社は、市街地再開発事業の施行区域内の土地について市街地再開発事業を施行することができる。

一 市街地再開発事業の施行を主たる目的とするものであること。

二 株式会社にあつては、定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるものであること。

三 施行地区となるべき区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者が、株式会社にあつては総株主の、有限会社にあつては総社員の議決権の過半数を保有していること。

四 前号の議決権の過半数を保有している者及び当該株式会社又は有限会社が所有する施行地区となるべき区域内の宅地の地積とそれらの者が有するその区域内の借地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上であること。

4～8 略

（第二種市街地再開発事業の施行区域）

第三条の二 都市計画法第十二条第二項の規定により第二種市街地再開発事業について都市計画に定めるべき施行区域は、次の各号に掲げる条件に該当する土地の区域でなければならない。

一 略

二次のいずれかに該当する土地の区域で、その面積が〇・五ヘクタール以上のものであること。

イ 次のいずれかに該当し、かつ、当該区域内にある建築物が密集しているため、災害の発生のおそれが著しく、又は環境が不良であること。

(1) 当該区域内にある安全上又は防火上支障がある建築物で政令で定めるものの数の当該区域内にあるすべての建築物の数に対する割合が政令で定める割合以上であること。

(2) (1)に規定する政令で定める建築物の延べ面積の合計の当該区域内にあるすべての建築物の延べ面積の合計に対する割合が政令で定める割合以上であること。

ロ 当該区域内に駅前広場、大規模な火災等が発生した場合における公衆の避難の用に供する公園又は広場その他の重要な公共施設で政令で定めるものを早急に整備する必要があり、かつ、当該公共施設の整備と併せて当該区域内の建築物及び建築敷地の整備を一体的に行うことが合理的であること。

(都市計画事業として施行する市街地再開発事業)

第六条 略

2・3 略

4 第二種市街地再開発事業についての都市計画法第六十五条から第七十三条までの規定の適用に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

(行為の届出等)

第七条の八の三 再開発地区計画の区域(前条第二項第二号に規定する施設の配置及び規模が定められている再開発地区計画の区域並びに再開発地区整備計画が定められている区域に限る。)内において、土地の区画形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築

又は増築その他政令で定める行為を行おうとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 四 略

五 都市計画法第二十九条第一項の許可を要する行為その他政令で定める行為

2 4 略

(公共施設の管理者の同意)

第七条の十二 第七条の九第一項の規定による認可を申請しようとする者は、あらかじめ、事業計画につき、施行地区内にある公共施設の管理者、当該第一種市街地再開発事業の施行により整備される公共施設の管理者又は管理者となるべき者その他政令で定める施設の管理者又は管理者となるべき者の同意を得なければならない。

(事業計画に関する関係権利者の同意)

第七条の十三 第七条の九第一項の規定による認可を申請しようとする者は、その者以外に施行地区となるべき区域内の宅地又は建築物について権利を有する者があるときは、事業計画についてこれらの者の同意を得なければならない。ただし、その権利をもって認可を申請しようとする者に対抗することができない者については、この限りでない。

2 略

(施行の認可の公告等)

第七条の十五 都道府県知事は、第七条の九第一項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、施行者の氏名又は名称、事業施行期間、施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区。以下この項において同じ)。

(その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、第一種市街地再開発事業の施行区域内において施行する第一種市街地再開発事業については国土交通大臣及び関係市町村長に、その他の第一種市街地再開発事業については関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。)

2・3 略

(規準又は規約及び事業計画の変更)

第七条の十六 略

2 第七条の九第三項及び第七条の十三の規定は個人施行者が事業計画を変更して新たに施行地区に編入しようとする土地がある場合に、第七条の十二の規定は個人施行者が公共施設又は同条の政令で定める施設に係のある事業計画の変更をしようとする場合に、第七条の九第二項及び第七条の十四並びに前条の規定は前項の規定による認可について準用する。この場合において、第七条の九第三項及び第七条の十三第一項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」と、第七条の九第二項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区又は新たに施行地区となるべき区域」と、前条第二項中「施行者として、又は規準若しくは規約若しくは事業計画をもつて」とあるのは「規準若しくは規約又は事業計画の変更をもつて」と読み替えるものとする。

3 略

(事業計画及び事業基本方針)

第十二条 第七条の十一及び第七条の十二の規定は、前条第一項又は第三項の事業計画について準用する。

2・3 略

(宅地の所有者及び借地権者の同意)

第十四条 第十一条第一項又は第二項の規定による認可を申請しようとする者は、組合の設立について、施行地区となるべき区域内の宅地について所有権を有するすべての者及びその区域内の宅地について借地権を有するすべての者のそれぞれの三分の二以上の同意を得なければならない。この場合においては、同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者のその区域内の借地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上でなければならない。

(借地権の申告)

第十五条 前条に規定する同意を得ようとする者は、あらかじめ、施行地区となるべき区域の公告を当該区域を管轄する市町村長に申請しなければならない。

2 略

(事業計画の縦覧及び意見書の処理)

第十六条 都道府県知事は、第十一条第一項又は第三項の規定による認可の申請があつたときは、施行地区となるべき区域(同項の規定による認可の申請にあつては、施行地区)を管轄する市町村長に、当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない。

ただし、当該申請に関し明らかに次条各号の一に該当する事実があり、認可すべきでないとき、この限りでない。

2 5 略

(認可の公告等)

第十九条 都道府県知事は、第十一条第一項又は第三項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、組合の名称、事業施行期間、施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区。以下この項において同じ。)その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、国土交通大臣及び関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。

2 都道府県知事は、第十一条第二項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、組合の名称、施行地区その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、関係市町村長に施行地区を表示する図書を送付しなければならない。

3 略

4 市町村長は、第四十五条第六項又は第百条の公告の日（第二項の図書にあつては、当該図書に係る市街地再開発事業についての第一項の図書の公衆の縦覧を開始する日）まで、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

（定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更）

第三十八条 略

2 第七条の九第三項、第十四条及び第十五条の規定は組合が事業計画又は事業基本方針を変更して新たに施行地区に編入しようとする土地がある場合に、第七条の十二の規定は組合が公共施設又は同条の政令で定める施設に係る事業計画の変更をしようとする場合に、第七条の十六第三項の規定は組合が施行地区の縮小又は費用の分担に関し定款又は事業計画若しくは事業基本方針を変更しようとする場合に、第十六条の規定は事業計画の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）の認可の申請があつた場合に、第七条の九第二項、第十七条及び第十九条の規定は前項の規定による認可について準用する。この場合において、第七条の九第三項中「施行地区となるべき区域」とあり、第十六条第一項中「施行地区となるべき区域」（同項の規定による認可の申請にあつては、施行地区）とあるのは「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」と、第七条の九第二項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区又は新たに施行地区となるべき区域」と、第十九条第一項中「認可」とあるのは「認可に係る定款又は事業基本方針についての認可」と、同条第二項中「認可」とあるのは「認可に係る定款又は事業基本方針についての認可」と、同条第三項中「組合の成立又は定款若しくは事業計画」とあるのは「定款又は事業計画の変更」と、「組合の成立又は定款若しくは事業基本方針」とあるのは「定款又は事業基本方針の変更」と、「あるまでは事業計画」とあるのは「あるまでは事業計画の変更」と、「組合員その他の」とあるのは「その変更について第三十八条第一項の規定による認可があつた際に従前から組合員であつた者以外の」と読み

替えるものとする。

(施行の認可)

第五十条の二 第二条の二第三項の規定により市街地再開発事業を施行しようとする者は、規準及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2・3 略

(規準)

第五十条の三 前条第一項の規準には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 四 略

五 特定事業参加者(第五十条の十第一項の負担金を納付し、権利変換計画又は管理処分計画の定めるところに従い施設建築物の一部等又は建築施設の部分を取得する者をいう。以下この節において同じ。)に関する事項

六 九 略

2 再開発会社は、規準において前項第五号の特定事業参加者に関する事項を定めようとするときは、原則として、特定事業参加者を公募しなければならない。ただし、施行地区となるべき区域内に宅地、借地権若しくは権原に基づき存する建築物を有する者又は当該区域内の建築物について借家権を有する者が、再開発会社が取得することとなる施設建築物の一部等又は建築施設の部分をその居住又は業務の用に供するため特に取得する必要がある場合において、これらの者を特定事業参加者として同号の特定事業参加者に関する事項を定めようとするときは、この限りでない。

3 略

(宅地の所有者及び借地権者の同意)

第五十条の四 第五十条の二第一項の規定による認可を申請しようとする者は、規準及び事業計画について、施行地区となるべき区域内の宅地について所有権を有するすべての者及びその区域内の宅地について借地権を有するすべての者のそれぞれの三分の二以上の同意を得なければならない。この場合においては、同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者のその区域内の借地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上でなければならない。

(借地権の申告)

第五十条の五 前条に規定する同意を得ようとする者は、あらかじめ、施行地区となるべき区域の公告を当該区域を管轄する市町村長に申請しなければならない。

2 略

(事業計画等)

第五十条の六 第七条の十一及び第七条の十二の規定は事業計画について、第十六条の規定は規準及び事業計画について準用する。この場合において、第七条の十二中「第七条の九第一項」とあるのは「第五十条の二第一項」と、同条及び第十六条第二項中「第一種市街地再開発事業」とあるのは「市街地再開発事業」と、同条第一項及び第五項中「第十一条第一項又は第三項」とあるのは「第五十条の二第一項」と、同条第一項ただし書中「次条各号の一」とあるのは「第五十条の七各号のいずれか」と、同条第二項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「有する者」とあるのは「有する者又は第五十条の三第一項第五号の特定事業参加者」と読み替えるものとする。

(認可の公告等)

第五十条の八 都道府県知事は、第五十条の二第一項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、再開発会社の名称、市街地再開発事業の種類及び名称、事業施行期間、施行地区（施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工

区。以下この項において同じ。）その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、国土交通大臣及び関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。

2 略

3 市町村長は、第百条又は第百二十五条の二第五項の公告の日まで、政令で定めるところにより、第一項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

（規準又は事業計画の変更）

第五十条の九 再開発会社は、規準又は事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 第七条の九第三項及び第五十条の五の規定は再開発会社が事業計画を変更して新たに施行地区に編入しようとする土地がある場合に、第七条の十二の規定は再開発会社が公共施設又は同条の政令で定める施設に係る事業計画の変更をしようとする場合に、第七条の十六第三項の規定は再開発会社が施行地区の縮小又は費用の分担に関し規準又は事業計画を変更しようとする場合に、第十条の規定は規準又は事業計画の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）の認可の申請があつた場合に、第七条の九第二項、第五十条の四及び前二条の規定は前項の規定による認可について準用する。この場合において、第七条の九第三項及び第五十条の四中「施行地区となるべき区域」とあり、並びに第十六条第一項中「施行地区となるべき区域」と、第七条の十二、第七条の十六第三項及び第十六条第二項中「第一種市街地再開発事業」とあるのは、「市街地再開発事業」と、同条第一項ただし書中「次条各号の一」とあるのは、「第五十条の九第二項において準用する第五十条の七各号のいずれか」と、第七条の九第二項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区又は新たに施行地区となるべき区域」と、第五十条の四中「者及び」とあるのは「者並びに」と、第五十条の七第一号中「でないこと」とあるのは「でないこと。この場合において、同項第三号及び第四号中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」とする」と、前条第一項中「認可」とあるのは「認可に係る規準又は事業計画についての

変更の認可」と、同条第二項中「施行者として、又は規準若しくは事業計画」とあるのは「規準又は事業計画の変更」と読み替えるものとする。

(特定事業参加者の負担金等)

第五十条の十 再開発会社が施行する市街地再開発事業における特定事業参加者は、政令で定めるところにより、権利変換計画又は管理処分計画の定めるところに従い取得することとなる施設建築物の一部等又は建築施設の部分の価額に相当する額の負担金を再開発会社に納付しなければならない。

2・3 略

(再開発会社の合併若しくは分割又は事業の譲渡及び譲受)

第五十条の十二 略

2 第七条の九第二項及び第三項、第五十条の七並びに第五十条の八の規定は、前項の規定による認可について準用する。この場合において、第七条の九第二項及び第三項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区」と、第五十条の七中「次の各号のいずれにも該当しない」とあるのは「次の各号(第三号及び第四号を除く。)(のいずれにも該当せず、規準及び事業計画の変更を伴わない」と、同条第一号中「でないこと」とあるのは「でないこと。この場合において、同項第三号及び第四号中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「施行地区」とする」と読み替えるものとする。

(審査委員)

第五十条の十四 再開発会社は、都道府県知事の承認を受けて、土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者のうちから、この法律及び規準で定める権限を行う審査委員二人以上を選任しなければならない。

2 略

(施行規程及び事業計画の決定等)

第五十一条 地方公共団体(第二条の二第四項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。以下この節、第六十条第二項第四号、第六十九条第一項(第百十八条の二十九において準用する場合を含む。)(及び第四章において同じ。)(は、市街地再開発事業を施行しようとするときは、施行規程及び事業計画を定めなければならない。この場合において、事業計画において定めた設計の概要については、国土交通省令で定めるところにより、都道府県にあつては国土交通大臣の、市町村にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 略

(施行規程)

第五十二条 略

2 施行規程には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 四 略

五 特定事業参加者(第五十六条の二第一項の負担金を納付し、権利変換計画又は管理処分計画の定めるところに従い施設建築物の

一部等又は建築施設の部分を取得する者をいう。以下この節において同じ。)(に関する事項

六 略

七 市街地再開発事業の施行により施行者が取得する施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部若しくは建築施設の

部分の管理処分の方法に関する事項

八・九 略

3・4 略

(事業計画)

第五十三条 地方公共団体は、事業計画を定めようとするときは、当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。
2 4 略

(施行地区及び設計の概要を表示する図書の送付及び縦覧)

第五十五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第五十一条第一項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、国土交通大臣にあつては関係都道府県知事及び関係市町村長に、都道府県知事にあつては国土交通大臣及び関係市町村長に第五十二条第三項の図書の写しを送付しなければならない。

2 市町村長は、前条第一項の公告の日から第百条の公告の日まで、政令で定めるところにより、前項の図書を当該市町村の事務所に置いて公衆の縦覧に供しなければならない。

(事業計画の変更)

第五十六条 第五十一条第一項後段及び前三条の規定は、事業計画の変更(第五十二条第一項から第三項までの規定に係る場合は、政令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。この場合において、第五十二条第四項後段中「定め」とあるのは、「変更し」と読み替えるものとする。

(特定事業参加者の負担金)

第五十六条の二 地方公共団体が施行する市街地再開発事業における特定事業参加者は、政令で定めるところにより、権利変換計画又は管理処分計画の定めるところに従い取得することとなる施設建築物の一部等又は建築施設の部分の価額に相当する額の負担金を地方公共団体に納付しなければならない。

2 略

(施行規程及び事業計画の認可等)

第五十八条 都市基盤整備公団、地域振興整備公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び地方住宅供給公社(第二条の二第五項から第八項までの規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。以下「公団等」と総称する。)は、市街地再開発事業を施行しようとするときは、施行規程及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣(市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、都道府県知事)の認可を受けなければならない。施行規程又は事業計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 略

3 第五十条の三第二項及び第三項並びに第五十二条第二項の規定は施行規程について、第七条の十一及び第七条の十二の規定は事業計画について、第十六条(第一項ただし書を除く。)及び第十九条(第二項を除く。)の規定は施行規程及び事業計画について準用する。この場合において、第七条の十二及び第十六条第二項中「第一種市街地再開発事業」とあるのは「市街地再開発事業」と、第七条の十二中「の同意を得」とあるのは「と協議し」と、第十六条第一項から第三項まで及び第五項並びに第十九条第一項中「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣(市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、都道府県知事)」と、第十六条第二項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「有する者」とあるのは「有する者又は第五十八条第三項において準用する第五十二条第二項第五号の特定事業参加者」と、第十六条第五項中「第十一条第一項又は第三項の規定による認可を申請した者」とあるのは「公団等」と、第十九条第一項中「組合の名称」とあるのは「市街地再開発事業の種類及び名称」と、「国土交通大臣」とあるのは「関係都道府県知事(市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、国土交通大臣)」と、同条第三項中「組合」とあるのは「公団等」と、「第十一条第一項の認可に係る第一項」とあるのは「第五十八条第三項において準用する第十九条第一項」と、「組合の成立又は定款若しくは事業計画をもつて、前項の公告があるまでは組合の成立又は定款若しくは事業基本方針をもつて、同条第三項の認可に係る第一項の公告があるまでは」とあるのは「、施行規程又は」と、「組合員その他の第三者」とあるのは「第三者」と、第五

十条の三第二項中「前項第五号」とあり、及び同条第三項中「第一項第五号」とあるのは「第五十八条第三項において準用する第五十二条第二項第五号」と、第五十二条第二項第五号中「第五十六条の二第一項」とあるのは「第五十八条の二第一項」と読み替えるものとする。

4 第七条の十二、第十六条（第一項ただし書を除く。）並びに第十九条第一項及び第四項の規定は、施行規程又は事業計画の変更（第七条の十二の規定に係る場合を除き、政令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

5 略

（特定事業参加者の負担金等）

第五十八条の二 公団等が施行する市街地再開発事業における特定事業参加者は、政令で定めるところにより、権利変換計画又は管理处分計画の定めるところに従い取得することとなる施設建築物の一部等又は建築施設の部分の価額に相当する額の負担金を公団等に納付しなければならない。

2 第五十六条の二第二項及び第五十六条の三の規定は、前項の規定により特定事業参加者が負担金を公団等に納付する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項」とあるのは「第五十八条の二第一項」と、同条第二項中「前項」とあり、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五十八条の二第二項において準用する第五十六条の三第一項」と、同項中「前項」とあるのは「第五十八条の二第二項において準用する第五十六条の三第二項」と、同条第五項中「第一項の」とあるのは「第五十八条の二第二項において準用する第五十六条の三第一項の」と、「第二項の」とあるのは「同条第二項の」と、「同条第二項」とあるのは「第四十二条第二項」と、「第五十六条の三第一項」とあるのは「第五十八条の二第二項において準用する第五十六条の三第一項」と読み替えるものとする。

（権利変換計画の決定及び認可）

第七十二条 略

- 2 第七条の十三の規定は、個人施行者が権利変換計画について認可を申請しようとする場合について準用する。この場合において、同条第一項中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「施行地区」と読み替えるものとする。
- 3 第五十条の四の規定は、再開発会社が権利変換計画について認可を申請しようとする場合について準用する。この場合において、同条中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「施行地区」と読み替えるものとする。
- 4 第一項後段及び前二項の規定は、権利変換計画を変更する場合（政令で定める軽微な変更をする場合を除く。）に準用する。
- 5 略

（審査委員及び市街地再開発審査会の関与）

第八十四条 施行者は、権利変換計画を定め、又は変更しようとするとき（政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、審査委員の過半数の同意を得、又は市街地再開発審査会の議決を経なければならない。この場合においては、第七十九条第二項後段の規定を準用する。

2 略

（権利変換の登記）

第九十条 施行者は、権利変換期日後遅滞なく、施行地区内の土地につき、従前の土地の表示の登記の抹消及び新たな土地の表示の登記並びに権利変換後の土地に関する権利について必要な登記を申請し、又は囑託しなければならない。

2・3 略

（補償金等）

第九十一条 施行者は、施行地区内の宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利を有する者で、この法律の規定により、権利変換期

日において当該権利を失い、かつ、当該権利に対応して、施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等又は施設建築物の一部についての借家権を与えられないものに対し、その補償として、権利変換期日までに、第八十条第一項の規定により算定した相当の価額に同項に規定する三十日の期間を経過した日から権利変換計画の認可の公告の日までの物価の変動に應ずる修正率を乗じて得た額に、当該権利変換計画の認可の公告の日から補償金を支払う日までの期間につき年六パーセントの割合により算定した利息相当額を付してこれを支払わなければならない。この場合において、その修正率は、政令で定める方法によつて算定するものとする。

2・3 略

(清算金の徴収)

第百六条 第百四条第一項の規定により徴収すべき清算金は、政令で定めるところにより、利子を付して分割して徴収することができる。

2・8 略

第百十条 施行者は、権利変換期日に生ずべき権利の変動その他権利変換の内容につき、施行地区内の土地又は物件に関し権利を有する者及び特定事業参加者のすべての同意を得たときは、第七十三条第二項から第四項まで、第七十五条から第七十八条まで、第八十条、第八十一条、前条第二項後段及び第百十八条の三十一第一項の規定によらないで、権利変換計画を定めることができる。この場合においては、第八十三条、第百二条、第百三条及び第百八条第一項の規定は、適用しない。

2 略

3 第一項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。

略

略

略

第百十一条 施行者は、第七十五条第二項の規定により権利変換計画を定めることが適当でないと認められる特別の事情があるときは、同項の規定にかかわらず、施設建築敷地に地上権（第百九条の二第三項に規定する地上権を除く。）が設定されないものとして権利変換計画を定めることができる。この場合においては、第七十六条、第七十七条第二項後段及び第三項並びに第八十八条第一項の規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる規定の同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。

略

略

略

（管理処分計画の決定及び認可）

第百十八条の六 施行者は、第百十八条の二の規定による手続に必要な期間の経過後、遅滞なく、施行地区ごとに管理処分計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県又は公団等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）にあつては国土交通大臣の、再開発会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 再開発会社は、前項後段の認可を受けようとするときは、管理処分計画について、施行地区内の宅地について所有権を有する者のうち譲受け希望の申出をしたすべての者及び施行地区内の宅地について借地権を有する者のうち譲受け希望の申出をしたすべての者のそれぞれの三分の二以上の同意を得なければならない。この場合においては、同意した者が所有する施行地区内の宅地の地積と同意した者の施行地区内の借地の地積との合計が、譲受け希望の申出をした者が有する施行地区内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上でなければならない。

3 第一項後段及び前項の規定は、管理処分計画を変更する場合（政令で定める軽微な変更をする場合を除く。）について準用する。

(権利変換計画に関する規定の準用)

第百十八条の十 第七十三条第二項から第四項まで、第七十四条、第七十五条第一項及び第三項、第七十七条第二項前段、第七十九条、第八十二条から第八十四条まで並びに第八十六条第一項の規定は、管理処分計画について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略	略	略
---	---	---

(土地区画整理事業との一体的施行に関する特則)

第百十八条の三十一 土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地(同法第八十七条第一項又は第二項に規定する換地計画に基づき換地となるべき土地に指定されたものに限る。以下この章において「特定仮換地」という。)を含む土地の区域においては、当該特定仮換地に対応する従前の宅地に関する権利を施行地区又は施行地区となるべき区域内の土地に関する権利とみなし、これを施行地区又は施行地区となるべき区域内の当該特定仮換地に係る土地に関する権利に代えて、市街地再開発事業を施行するものとする。

2 前項の場合において、特定仮換地に対応する従前の宅地に関する権利の価額若しくはその概算額又は見積額を定めるときは、当該権利が当該特定仮換地に存するものとみなすものとする。

3 前二項の場合におけるこの法律の適用についての必要な技術的読替は、政令で定める。

第百十八条の三十二 略

2 前項の場合における第九十条第一項の規定の適用については、同項中「従前の土地の表示の登記の抹消及び新たな土地の表示の登

記」とあるのは、「特定仮換地以外の土地については従前の土地の表示の登記の抹消及び新たな土地の表示の登記又は権利変換手続開始の登記の抹消、特定仮換地に対応する従前の宅地については権利変換手続開始の登記の抹消」とする。

3 略

(費用の補助)

第二百二十二条 地方公共団体は、施行者（政令で定める施行者を除く。）に対して、第一種市街地再開発事業に要する費用の一部を補助することができる。

2 略

民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）（抄）

附則

(機構の業務の特例)

第十四条 略

2 機構は、当分の間、第四条第一項各号に掲げる業務、第十四条の八第一項の業務及び前項各号に掲げる業務のほか、国土交通大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。この場合において、第一号及び第四号に掲げる業務のうち第一号の事業見込地又は第四号に規定する土地の取得を行うことができるのは、平成十四年三月三十一日までとする。

一 第十四条の三第一号イ及びロに掲げる要件に該当し、かつ、面積が政令で定める規模以上である土地で民間都市開発事業の用に供される見込みがあるものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの（以下「事業見込地」という。）の取得及び管理をし、並びに取得した事業見込地を民間都市開発事業を施行する者に譲渡すること。

二五 略

土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）（抄）

（国庫負担金）

第六十三条 法第百十八条第三項の規定により国が負担する費用の額は、土地区画整理事業に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額に二分の一を乗じて得た額とする。

- 一 公共施設（第六十七条に規定する運河及び公共物揚場については、国土交通大臣が特に重要と認めて指定したものに限る。）の新設及び変更の工事に要する費用
- 二 法第七十七条第一項の規定による建築物等の移転及び除却の工事に要する費用
- 三 整地工事に要する費用
- 四 法第九十三条第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する建築物の建築工事に要する費用
- 五 前各号に掲げる工事に要する機械器具費及び工事雑費
- 六 第一号から第四号までに掲げる工事、事業計画の設定、換地計画の作成及び仮換地の指定に必要な測量に要する費用
- 七 法第七十三条の規定による土地の立入等に伴う損失の補償、法第七十八条の規定による建築物等の移転等に伴う損失の補償及び法第百一条の規定による仮換地の指定等に伴う損失の補償に要する費用
- 八 国土交通大臣が必要と認める法第百九条第一項に規定する減価補償金に充てる費用
- 九 権利調査、土地等の評価、換地設計書の作成、仮換地の指定、登記、市町村の区域内の町又は字の名称及び地番の整理並びに清算金の徴収及び交付に要する費用
- 十 給料、旅費、諸手当、備品費、消耗品費その他の一般事務費

都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）（抄）

（施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧）

第二条の二 市町村長は、法第七条の十五第一項（法第七条の十六第二項において準用する場合を含む。）、法第十九条第一項（法第三十八条第二項並びに法第五十八条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）、若しくは第二項（法第三十八条第二項において準用する場合を含む。）、又は法第五十五条第一項（法第五十六条において準用する場合を含む。）、の規定による図書の送付を受けるときは、直ちに、その図書を公衆の縦覧に供する旨、縦覧の場所及び縦覧の時間を公告しなければならない。

（法第七条の十九第一項の審査委員）

第四条の二 次に掲げる者は、審査委員となることができない。

- 一 破産者で復権を得ないもの
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 審査委員は、前項各号の一に該当するに至つたときは、その職を失う。
- 3 個人施行者は、審査委員が次の各号の一に該当するとき、その他審査委員たるに適しないと認めるときは、都道府県知事の承認を受けて、その審査委員を解任することができる。
 - 一 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - 二 職務上の義務違反があるとき。

（解任請求代表者証明書の交付）

第八条 略

2 略

3 市町村長は、前項の規定による通知があつたときは、直ちに次条第一項の規定による署名の収集の際に立ち合わせるためその職員のうちから立会人を指名し、これを解任請求代表者及び組合に通知しなければならない。

4 略

(書類の送付に代わる公告)

第五十条 略

2 前項の場合においては、当該市街地再開発事業の施行地区の属する市町村及び書類の送付を受けるべき者の住所又はその者の最後の住所の属する市町村の長は、当該掲示がされている旨の公告をしなければならない。この場合において、施行者は、市町村長が行なうべき公告の内容を市町村長に通知しなければならない。

3・4 略